

## 会議録

### 令和3年第1回更別村議会定例会

第1日（令和3年3月10日）

#### ◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 令和3年度村政執行方針、令和3年度教育行政執行方針
- 第 8 承認第 1号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件
- 第 9 議案第20号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第21号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第22号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第23号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第24号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第25号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第26号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第27号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第28号 更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18 議案第29号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第19 議案第30号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

- 第20 議案第31号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21 議案第32号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件
- 第22 議案第33号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件
- 第23 議案第34号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件
- 第24 議案第35号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件
- 第25 議案第36号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件
- 第26 議案第37号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件
- 第27 議案第38号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）の件
- 第28 議案第39号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第29 議案第40号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件
- 第30 議案第41号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件
- 第31 議案第42号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	安部昭彦
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	企画政策課参事	高田大資
産業課長	本内秀明	住民生活課長	小野寺達弥
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	新関保

子育て応援課 石川 亮

教育委員会 教育次長 小林 浩二

診療所事務長 酒井 智寛

農業委員会 事務局長 川上 祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋 祐二

書記 加藤 廣衛

書記 高瀬 大輔

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

明日3月11日は、東日本大震災発生から早くも10年目を迎えることとなります。改めて惨禍の犠牲となられた皆様に哀悼の意を表するものであります。また、いまだ避難を余儀なくされている方、そして様々な形でご苦労なされている皆様に心からお見舞いを申し上げます。特に我が村の姉妹都市であります東松島市での追悼式が挙行されるに当たり、今日まで幾多の困難を乗り越えながら、市民の皆様と職員の皆様、そして関係者の皆様の着実な復興へのこれまでのご努力に深く敬意を表するものであります。これからも絆をさらに深く、姉妹都市としての連携をしっかりと図ってまいりたいと思っております。一日も早い復興を心からお祈りするものであります。

さて、令和2年度もあと僅かとなりましたが、計画していた事業もほぼ達成の運びとなっております。これもひとえに村議会議員の皆様並びに村民の皆様の深いご理解とご協力のたまものであると重ねて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ終息が見えず、引き続き感染拡大防止に向けた取組を現在展開中であります。本村といたしましても今後の円滑なワクチン接種に向けた体制の確立を含め、これまで以上に国や道、保健所や医療機関との連携、情報共有をしっかりと行いながら、何よりも村民の皆様の命と暮らし、健康を守るため、議会の皆さんと共に力を合わせ、職員一丸となって感染の発生や拡大の防止に総力を傾注してまいれる所存であります。

さて、来年度は、平成29年度に策定しました第6期更別村総合計画の4年目となる年です。また、策定しました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標や施策等の効果的な整合性、関連性を常に図りながら、テーマである「住みたい 住み続けた いまち ともにつくろう みんなの夢大地」の下、豊かで持続可能な更別村の実現に向けて全力で村政運営に当たってまいります。4月には高齢者に移動手段的確保や24時間の見守り等を含む少子高齢化社会における本村の喫緊な課題を解決すべく、スーパーシティ構想のエリア選定採択に向けた申請を行い、20年、30年後の豊かで持続可能な更別村の実現への確実な一歩を歩み出したいと考えております。

本定例会におきましては、令和3年度村政執行方針並びに教育行政執行方針、承認案件

1件、新規条例の制定並びに改正案件17件、令和2年度の補正予算の件、令和3年度各会計新年度予算など合計30件の議案についてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

#### ◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、小谷さん、4番、松橋さんを指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月3日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月18日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

#### ◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より18日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は9日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。  
諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたからご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。  
一般行政報告は、文書で配布されております。  
これで村長からの一般行政報告を終わります。  
これから一般行政報告に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。  
教育行政報告は、文書で配布されております。  
これで教育長からの教育行政報告を終わります。  
これから教育行政報告に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 令和3年度村政執行方針、令和3年度教育行政執行方針

○議 長 日程第7、令和3年度村政執行方針、令和3年度教育行政執行方針について説明の申出がありました。これを許します。

西山村長。

○村 長 村政執行方針であります。

令和3年第1回更別村議会定例会の開会に当たりまして、令和3年度の村政執行の所信について、その一端を申し上げ、村議会並びに村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルスの脅威が世界中の社会経済に対して甚大なる影響を及ぼしておりますが、ワクチン接種が始まり、終息への希望が見え始めております。村といたしましてもこれまでの新型コロナウイルス感染拡大・蔓延防止策に加えまして、ワクチン接種の円滑

かつ確実な実施に医療・保健関係機関と連携して取り組んでいるところであります。

一方、コロナ禍では、「密」を避けつつ、経済を回すために、在宅勤務が増え、情報ネットワークを活用したりリモートワークやウェブ会議の積極的な活用が求められる中、情報通信分野での変革がさらにスピードを上げて進展しております。村としてもこれらの社会情勢のキャッチアップを既に取り組み始めております。その一つといたしまして、5Gを核とした超高度・情報化社会の到来に伴うA I・I C Tを駆使した未来技術実装社会「Society5.0」への積極的な参画であります。今後ともこの動きを一層加速させてまいります。

また、コロナ禍は、これまでの仕事と住環境との関係を根底から覆すような価値観の変革をもたらしました。具体的には、人口が集中する都市部を離れて地域への移住を求めるといった、都市部からの流出が顕在化しております。これは、人口減少・少子高齢化が加速する地域社会の在り方にも影響を及ぼし始めております。現に本村への転入者数が前年より増加するとともに、ワーケーションといった新たな動きも出てきております。

本村におきましても、こうした社会環境を取り巻く変化にも対応したまちづくりを検討し、必要な施策を実施してまいりたいと存じます。

このような観点から、まずは村内の喫緊の課題であります大型明渠排水事業の、あるいは河川改修、並びに土地改良等の農業の基盤整備事業、国営・道営畑総事業の推進、農村地区における光ファイバー網の整備、高齢者の移動手手段の確保につきましては、引き続き鋭意取り組んでまいり所存であります。

一方、中長期的な課題に関しては、国や企業・研究機関と連携し、最先端技術の活用と規制の緩和により、住民目線で課題解決を図る「国家戦略特区：スーパーシティ構想」の区域指定に向け、20年後30年後も豊かで持続可能な更別村の実現を目指してまいりたいと考えております。

さて、昨年を振り返りますと本村の基幹産業である農業につきましては、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための海外・国内旅行等の自粛によって、飲食業・お土産物の販売が著しく減少したことに伴い、農畜産物全般の販売の減少、相場・市場価格の下落が生じたことに加え、9月以降の天候不順により金時や手亡等の菜豆類に品質低下など甚大な被害があり、史上最高であった一昨年の粗生産額を下回る結果となってしまいました。今回の新型コロナウイルス感染症の影響は不透明なところではありますが、状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

一方、総務省では、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額について、令和2年度地方財政計画を上回る額を確保することとしておりますけれども、混沌とする経済情勢の中では決して楽観視できるものではありません。

このような状況下で、本村が健全な財政を維持しつつ、持続可能な村づくりを進めるためには、村民の皆様をはじめ、関係機関・団体と行政が連携を深め、互いに知恵と汗を出し合い、力を結集することが何よりも重要であります。

私が公約として掲げております「村づくり三原則」～「住みたい村 住み続けたい村」「働ける村 活力ある村」「訪れたい村 つながりたい村」を基本理念に、「子供からお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村」とするため、さらなる飛躍を目指し各分野の施策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。何よりも住民の皆様の暮らしや生命・財産を守り、様々な課題を解決しながら、農業の基盤整備や商工業の振興、子育て支援、医療・福祉・教育の充実、地方創生の取組など、各種施策の達成と豊かな郷土さらべつの持続・発展に全力を傾注してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、令和3年度におきまして取り組む各種施策につきまして、総合計画の基本計画で示しました基本目標ごとに申し上げさせていただきます。

初めに、1番、便利に生活できるまちづくりであります。

「土地利用」関係につきましては、住民の生活や産業・経済活動を支える共通の基盤であることから、自然や美しい景観を大切にしたまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、関係法令や各種計画に基づいた土地利用を推進してまいります。

「住宅・宅地」関連では、住宅取得による本村への定住化の促進に向けて、昨年追加分譲いたしました「コムニ団地」2区画については、完売となりました。さらに造成を進めてまいりました「新コムニ団地」24区画につきましても、本年1月から分譲先行予約を開始し、2月末現在で12区画が予約済みの状況であります。今後とも「新コムニ団地」の販売促進に努めるとともに、さらなる分譲計画に関しては、「新コムニ団地」の販売状況や村内外の需要動向を見極めつつ検討してまいります。

また、上更別市街地の分譲地につきましても、管理する民間事業者との連携を継続してまいります。

民間住宅の建設・改修等につきましては、支援制度の継続により快適な住環境の促進と定住人口の増加を図るとともに、公営住宅については、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

「上水道」関係におきましては、上水道施設の保全と安定した水の供給を図るため、道営事業を活用した老朽管路等の更新に取り組むなど維持管理に努めてまいりたいと考えております。

「排水処理」関連では、公共下水道及び集落排水施設につきましては、衛生的で快適な生活と水質保全を図るため、適正管理に努めるとともに、施設の長寿命化に向けた改修に取り組みます。

個別排水処理施設につきましては、農村部等の水洗化を目的に、事業を推進してまいります。

「道路」関係におきましては、村道につきましては、213路線の維持管理を継続して行います。道路整備は産業の振興や生活基盤に寄与することから、計画的な改修、整備を進めてまいります。

橋梁につきましては、安全と維持を図るため、点検調査と計画的な改修を進めてまいります。

国道や道道につきましては、交通安全対策や維持管理等につきましては、引き続き強く要望をしております。

「公共交通」関係では、村内の公共交通につきましては、いわゆる交通弱者の方の移動手段として、「村民バス」を運行しておりますが、近年、個別の要望が増加するとともに、今後は運転免許返納者の増加が見込まれます。

このため、令和元年度より農林水産省の農山漁村振興交付金を活用し、本村に適した新たな交通体系の構築に向け「農村地区予約運行型タクシー」などの実証実験を実施してまいりましたが、本年はこうした実験の分析結果を踏まえ、農村地区におけるデマンドタクシーの導入、市街地を循環する村民バスの増便等に取り組み、村内公共交通環境の充実を図ってまいります。

「情報通信」関連でありますけれども、かねてより要望の高かった農村地区の光ファイバー網の整備につきましては、令和4年度からのサービス提供開始に向けて工事が開始されておりますことから、事業が円滑に進むよう事業主体であるNTT東日本との連携に努めてまいります。

また、村内には5G基地局が現在5局設置をされております。この5G時代の到来を見据えた高速情報通信基盤の整備・充実に向け、関連企業との協議や調査研究等に取り組んでまいります。

主な事業としては、13の項目を提示させていただいております。これにつきましてはお目通しをお願いするものであります。

2番目、産業が元気なまちづくりであります。

「農業」関連では、我が国の国際貿易情勢につきましては、TPP11・日欧EPA・RCEP（アールセップ）をはじめとするEPA・FTAの署名、発効が進められており、経済のグローバル化が加速しつつあります。

こうした中におきまして、本村の基幹産業である農業を安定的に持続させるためには、いかなる国際状況下にあっても、次代を担う後継者の方々が夢と希望を持って継承できる更別農業を守り、発展させることが何より重要であると考えております。「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化を図るため「道営畑地帯総合整備事業」を推進するとともに、堆肥投入助成の「土づくり推進事業」を継続実施してまいります。

酪農・畜産対策では、「畜産クラスター事業」におきまして、良質な自給飼料の確保を推進する自力草地更新事業をはじめとする経営支援策を継続実施してまいります。

また、スマート農業関係におきましては、無人ロボットトラクターの走行やドローンによるセンシング、農薬散布など、研究課題の実装に取り組む「未来技術社会実装事業」が3年目を迎え、構成団体等の協力の下、研究の成果が本村の農業の発展に資するよう努め

てまいります。

農業分野における自動化・スマート化は、今後も着実に拡大する分野であることから、労働力不足の解消や所得の向上に向けまして、取組を強化してまいります。

また、家畜ふん尿の適正処理対策として民設民営方式で検討を進めておりますバイオガス発電事業につきましては、本年1月にノンファーム型接続の受付が開始をされたことから、事業者から接続検討の申込みが行われているところであります。今後は、北電からの接続検討結果の回答を踏まえ整備に向けた検討を進めることになっており、事業化につながるよう所要の支援を検討してまいります。

懸案事項でありました上更別地区の排水対策につきましては、昨年度から国営かんがい排水対策事業新更別地区として地区調査が進められております。調査完了後の早期着工に向け国と連携しながら推進をしてまいりたいと考えております。

また、1級河川サラベツ川の局部改修につきましても早期着工に向けた要望を継続してまいります。

有害鳥獣による農作物被害の対策として、「道営畑地帯総合整備事業」により鳥獣害防護柵への整備を進めるほか、農協と連携し、捕獲従事者育成や被害防止資材導入助成を行い、農作物等の被害防止に努めてまいりたいと考えております。

担い手育成対策としましては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、農業後継者の育成支援を図るほか、農業実習生の育成に努めてまいります。また、引き続き担い手推進員を配置し、相談窓口の開設や農業後継者のニーズに即したパートナー対策を推進してまいります。

「林業」関係におきましては、森林を整備することは、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、快適な生活環境の創出につながるものでありますことから、森林環境譲与税を活用した「公費造林等推進事業」を継続し、森林所有者の施業意欲を高めながら森林の保全に努めてまいります。

「商工業」関連では、昨年は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止に伴う消費動向の変化によって、飲食店を中心に大きな影響を受け、感染状況の推移によっては引き続き厳しい状況が想定をされております。商工事業者は、地域の雇用を担うほか地域コミュニティーの場を形成する重要な役割を持っており、経営の持続化、安定化に向け、所要の対策を講じてまいりました。刻一刻と状況が変化することが想定されますが、今後も事業者の方々の声を聞きながら適宜対応してまいりたいと考えております。

こうした中、既存事業者の新たな事業展開等や新規開業者への支援を行うための「ふるさと創生基金事業」を継続して実施するとともに、消費者の購買意欲を喚起しつつ地元購買を推進する「商工業活性化事業」を継続して実施してまいります。

「観光」関連におきまして、本村には、サーキット場をはじめオートキャンプ場やパークゴルフ場、農村公園大型遊具のほか、すももの里、霧氷の撮影スポットなど自然の中で楽しめる観光の場があり、こうした本村ならではの観光資源を有効に活用し新型コロナウ

ウイルス感染症蔓延防止に万全を期しながら関係人口の増加に努めてまいります。

どんぐり公園では、老朽化したどんぐり公園の木製遊具のリニューアルに着手してまいります。

また、地域の活性化をはじめ特産品のPRや交流の機会として、さらべつ大収穫祭、すももの里まつり、全日本ママチャリ耐久レースなど、本村ならではのイベントについて支援を継続するように考えておりますけれども、感染症対策を第一に考え状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

「起業支援、雇用創出」におきましては、起業支援につきましては、地方創生の取組により、新たなコミュニティが創出され、本村でも意欲のある人材や新たな活動が芽生えています。

また、スーパーシティ構想の取組により新たな企業の本村への進出が期待されることから、日本政策金融公庫との連携による創業塾をバージョンアップし、新たな「しごと」の創出に向け起業支援を強化してまいります。

雇用対策につきましては、企業等における人手不足を解消するため、無料職業紹介事業「地方版ハローワーク」を継続実施し、村内の潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業の結びつけを行うほか、「地元雇用促進事業」及び「外国人雇用対策事業」を継続して実施し雇用支援を行ってまいります。

主な事業としては、次の25事業であります。これについてもお目通しをお願いするものであります。

続きまして、3番目、心身の健康を支えるまちづくりであります。

「健康づくり、保健」関連では、疾病の早期発見と生活習慣病予防を積極的に推進し、心身ともに健やかに暮らせる村づくりを目指すため、特定健診及び若い世代を含めた各種健診の積極的な受診勧奨を行い、健診率の向上を目指してまいります。

さらに、村民の健康を守るため、乳幼児に対する各種予防接種や、インフルエンザ予防接種への助成、風疹抗体検査などを実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き感染症拡大防止に努め、4月以降に開始をされる新型コロナワクチン接種は、村国保診療所との連携協力により接種体制を確保し、取り組んでまいります。

また、「地域医療」関係では、診療所におきましては、医療法人北海道家庭医療学センターから医師4名、作業療法士1名の派遣を受けて運営を行っております。

センターとの業務提携により、安定した医療環境を確保しているところではありますが、コロナ禍におきましても医療機関としての社会的責任を果たせるよう、患者と職員の感染リスクを防ぎながら村民が安心できる医療体制を構築するとともに、医療サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、患者に寄り添った医療を提供できるように努め、乳幼児からお年寄りまで、広く村民に信頼される診療所づくりを目指すとともに、将来に向けて安定した地域医療を継続

していくために、支える医師の養成に資するべく、医師や医学生の研修受入れに積極的な支援・協力を行ってまいります。

疾病の予防に関する情報の普及による健康寿命の延伸に努めながら、高齢化社会への対応として、患者情報共有ネットワークによる医療と介護関係者の連携等の促進を図り、質の高い医療を提供し、在宅医療・介護連携コーディネーターと連携した患者の希望に応える医療、訪問看護ステーションや歯科診療所の訪問歯科診療と連携した訪問診療事業等により、地域包括ケアシステムの中で医療分野における役割を果たすように努めてまいります。

「地域福祉」関係では、福祉の村の実現には地域課題を全村民で共有し、支え、助け合うという共通認識を持って安心して暮らせるまちづくりをしていかなければなりません。

地域福祉を推進するために、地域を構成する各種団体、事業者、社会福祉法人との連携に努め、地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材育成に取り組んでまいります。

「高齢者福祉」関連では、本村の高齢化率は30%を超えており、要支援、要介護の認定者数や、介護給付費が増えていくことが予想されますことから、在宅介護のニーズへの対応が喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえつつ、各種予防事業や健康教室、生きがいつくり等への参加による健康寿命の延伸や、生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、介護予防に向けた取組を進めてまいります。

また、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住民、事業者との連携・協働による地域包括ケアシステムを推進してまいります。

「障がい者福祉」関連におきましては、健康相談や乳幼児健診におきまして障害の早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図るとともに、各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、「第5期いきいきふれあい計画」に基づき、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、民間法人や関係機関・団体と連携して、高齢者・障害者・子どもなど誰もが相互に個性を尊重し合えるまちづくりを推進してまいります。

「さらべつ版生涯活躍のまち構想」につきましては、「ごちゃまぜの居場所づくり」や「就労カフェ」につなげるため、老人保健福祉センターロビーでのカフェ運営を継続的に行うなど各種事業の推進に努めてまいります。

「社会保障」関連では、本村の国民健康保険の被保険者1人当たりの療養諸費は、全道でも有数の低さにありますが、医療の高度化や重症化してからの診療等により医療給付費が増大し、介護給付費も認定者数の増加により年々増大しています。各種健診の受診率向上や、生活習慣病の予防への指導及び疾病の早期発見、早期治療、介護予防教室の充実に努めることにより、医療給付費や介護給付費の抑制に向けた取組を進めてまいります。

主な事業としましては、以下14事業であります。いずれもお目通しをお願いするものであります。

続きまして、4番、環境を守り安心して生活できるまちづくりであります。

「防災」関連につきましては、村民が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めるため、村民の防災意識の向上に努めるとともに、発災時に村民の生命と財産を守るため、具体的な避難行動や安否確認など、職員はどのように対応しなければならないのか、避難所運営訓練の実施などにより、総合的な防災体制の確立を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した避難所の開設・運営マニュアルを常に確認するとともに、避難所における感染防止の徹底を図るため必要な物品の整備に努めます。

「消防、救急」関連におきましては、大規模多様化する各種災害に迅速・的確に対応するため、広域消防相互応援の即応体制充実と防災関係機関との連携強化を図るとともに、実災害に即した各種訓練・検証を重ね、消防活動体制及び災害対応能力の充実強化に努めてまいります。

また、専門化・高度化する救急業務に対応するため、各種規程やプロトコルの習熟、遵守を徹底し、迅速かつ的確な観察・処置をはじめ、傷病者等に対する接遇など総合的な救急対応能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

「交通安全、防犯」関連ですが、十勝管内における交通事故の発生件数は減少傾向にあります。死亡者数は増加しており、引き続き交通安全の推進に向けた取組を進める必要があります。今後も関係機関等の協力を得ながら、継続的な街頭指導と交通安全教室等により啓発活動を実施してまいります。

小学校や学校の通学路の安全確保につきましては、更別村生活安全推進協議会との連携により「通学路の合同点検」を実施し、生徒が安全に通学できるよう交通安全施設等の維持改善に努めてまいります。

また、防犯につきましては、犯罪に巻き込まれないための意識づくりを推進するため、住民や関係機関との連携により、防犯意識の啓発、イベント時や歳末等における防犯巡回指導等を実施してまいります。

「環境美化、ごみの減量化」の関連におきましては、更別村環境美化推進協議会との連携によりまして「クリーン作戦」や「花いっぱい運動」等を実施するほか、行政区等による清掃活動や環境整備を推進し、自然や景観の保全、環境美化に努めてまいります。

ごみ処理につきましては、「第3期 更別村ごみ処理基本計画」に基づき、適正な分別と効率的な収集運搬を行うものとし、ごみの減量化と資源化を推進してまいります。

また、リサイクルセンターにおきましては、資源ごみの回収によりリサイクルを推進するとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

「環境共生、火葬場」関連では、地球温暖化対策を目的とした「第5期 更別村地球温

暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス総排出量を削減するため、環境負荷の少ない製品の購入、電気や燃料の削減により、省資源、省エネルギーの推進に努めてまいりたいと思っております。

火葬場につきましては、休止できない重要な施設であるため、日常点検の徹底と必要に応じた修繕を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

主な事業としては、消防防災設備等整備事業を推進いたしたいと考えております。

続いて5番、人が育つまちづくりであります。

本村の教育に関する総合的な施策についての目標及び根本となる方針を定めた「更別村総合教育大綱」の下、教育委員会と認識を共有し連携を密にして教育行政を推進してまいります。

教育ICT環境実現のため、令和2年度に各学校の校内通信ネットワーク並びに1人1台端末の整備を行いました。また、小学校に続き中学校でも新学習指導要領の本格実施に伴い、新年度からプログラミング教育が必修化となり、様々な教科においてプログラミング的思考力を積極的に養うことが望まれています。急速なデジタル化が進行する現在、次代を担う子どもたち一人一人の創造性を育み効果的な学びにつながるよう、学校現場と一体となり教育環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

更別農業高校におきましては、生徒数が減少傾向にはありますが、地域に密着した同校の活動は本村にはなくてはならないものであることから、教育振興支援を継続し、生徒の確保に努めてまいります。

なお、本件に関わる教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

続きまして、「子育て支援」関連では、3歳児以上の幼児教育・保育の無償化をはじめ、子どもを安心して産み育てられる子育て支援の環境づくりのため、多子世帯の保育料軽減事業や副食費の無償化事業を継続してまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦・乳幼児の各種健診事業の実施や特定不妊治療費に対する助成のほか、令和3年度からは新生児への聴覚検査の費用に対する助成を実施することといたします。

妊娠・出産・育児に関する様々な相談等に対応するワンストップ総合窓口である「子育て世代包括支援センター」につきましては、保健師のほか発達支援相談員、助産師、栄養士を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施してまいります。

また、令和2年度よりスタートしました第2期「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら各種子育て支援策の推進に取り組んでまいります。

「国内外交流」関係ではありますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、友好姉妹都市であります東松島市との「どんぐり子ども交流事業」をはじめ、教育現場におけるJICA（国際協力機構）との連携や新規事業でありました中学生対象の「飛

び出せワールド事業」の実施ができませんでしたが、今後の状況を見極めながら事業展開を目指し、子どもたちの新たな価値観の醸成と豊かな人格形成に資するよう努めてまいります。

主な事業としては、19項目提示しております。お目通しをお願いするものであります。続いて、知恵を出し合うまちづくりであります。

「情報発信、移住促進」関連におきましては、情報発信につきましては、広報やチラシの活用はもとより、村ホームページやフェイスブック、スマートフォンアプリなどを活用した情報発信ツールの充実により、村の情報やイベント、各種手続の周知など、多様な手段での確に情報が行き届くように努めてまいります。

移住促進につきましては、老朽化しておりました新栄町の定住化促進住宅1棟につきまして、令和2年度に内外装をリニューアルしたことから、子育て世代、あるいは地方でのセカンドライフを目指す方など、本村への移住に関心を寄せる方に向けたPRに努め、定住化につながるよう利用を促進してまいります。

「コミュニティ、協働のまちづくり」関係におきましては、コミュニティー活動は、各地域での主体的な活動が重要であり、情報提供や人材育成が必要となることから、行政区や各種団体への支援を行い、住民活動の推進に努めてまいります。

コミュニティー活動の拠点となる行政区会館におきましては、必要に応じた修繕を実施し、計画的かつ経済的な維持管理に努めてまいります。

行政運営を進める上で、住民の意見反映や参画がこれまで以上に求められているため、住民主体の活動や地域活動を促進する「住民協働パートナー事業並びに協働のまちづくり事業」を推進し、住民と行政が力を合わせる「まちづくり」に取り組んでまいります。

地方創生の取組につきましては、これまで関係人口の創出や移住・起業などに一定の効果をもたらしました熱中小学校は、その活動拠点を本村から帯広市等に移し、「十勝熱中小学校」として、十勝広域で活動することとなりました。

一方、本村におきましては、地域の魅力度向上やまちづくりへの学びと活動に軸足を移した、新たな団体との連携による人材育成事業を実施し、今後の担い手づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

「さらべつブランディング事業」につきましては、これまでの調査結果や協議会での意見等を踏まえた計画の策定により、既存の集客施設と市街地の活性化、「まちのえき」構想による誘客の好循環などを位置づけ、本村のブランド化に資する施策の推進に取り組んでまいります。

また「未来技術等社会実装事業」につきましては、企業や研究機関との連携による実証実験に引き続き取り組んでまいります。さらに、事業を推進する「スマート産業イノベーション協議会」との連携の下、国家戦略特区「スーパーシティ」構想の区域指定に向けて、先端技術の活用による暮らしの課題解決を図るべく、住民の皆さんが理解が深まるよう努めてまいりたいと考えております。

「青年、男女共同参画」関係では、将来を担う若い世代の方が、結婚や家庭を築く意識の醸成に向けて、側面的な支援に努めるとともに、令和3年度から、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用しました「更別村結婚新生活支援事業」の創設によりまして、婚姻に伴う経済的負担を軽減する取組を推進してまいります。

「広報、広聴」関係におきましては、広報は、行政や地域の情報を提供する重要なものであることから、情報化社会にも対応すべくパソコンで閲覧できるサービスを導入し、分かりやすく迅速でかつ正確な情報発信に努めてまいります。

住民と行政が「まちづくり」を共に考え、意見や知恵を出し合う場として、行政区懇談会や出前宅配便を実施してまいります。

また、本村は来年9月1日に開村75周年を迎えることになり、これまでの事業の一環として、「更別村七十五年史」の発刊に向けた編さん作業を進めてまいりました。村の歴史や特性に関する情報を広く村内外に発信し、歴史資料の整理・保存に努め、村の歴史を次代に引き継ぎ、明日の村づくりの足がかりとなるよう引き続き編さん作業を進めてまいります。

「行政運営、財政運営」関連では、組織機構につきましては、これまでもその時代に合った行政運営が可能となるよう見直しを進めてまいったところではありますが、多様化する行政ニーズや社会情勢の変化に伴う新たな行政課題に柔軟に対応するため、また、限られた職員数で効果的な行政サービスを提供するため、組織機構の見直しを図ってまいります。

また、本格的な少子高齢化、人口減少時代の到来、新型コロナウイルス感染症の拡大といった厳しい状況を踏まえ、今後も安定した行政サービスを提供するため、将来の組織を支える人材の確保を計画的に推進する定員管理計画の策定に取り組んでまいります。

財政運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による税収や地方交付税の減少など、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと見込まれます。時代によって変化する行政課題に柔軟に対応し、総合計画に基づく様々な施策を着実に実行していくため、中長期的な収支見通しを踏まえた、計画的な財政運営に努めてまいります。

財源の確保につきましては、辺地の見直しによる辺地対策事業債の借入を検討するとともに、限られた財源の効率的かつ効果的な活用、事業内容の精査、予算執行におけるコスト意識の徹底により健全財政の維持を図ってまいります。

また、公共施設は長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められておりまして、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な維持管理により経費の削減に努めてまいります。

主な事業としては、以下の9項目であります。お目通しをお願いするものであります。

以上、令和3年度の村政執行に当たり基本的な方針と、主要な施策について申し上げます。

現在コロナ禍という、人類がかつて経験したことのない未曾有の困難に直面する中、行

政は子どもからお年寄りまで、住民皆さん一人一人の将来に、決して不安を抱かせてはならないと考えております。

この危機を、関係機関・団体の皆様と一丸となって乗り越えなければなりません。

そのためにも、農業の基盤整備、商工業の振興、医療・福祉・教育・介護の充実、子育て支援等、各分野における課題に対応する施策を総合的かつ一体的に押し上げ、スーパーシティのエリア指定を強く期待しつつ、20年30年後の豊かで持続可能な村を目標に、第6期総合計画のスローガンである「住みたい 住み続けたい村 ともにつくろう みんなの夢大地」の実現に向け、職員の英知を結集し、全力で邁進していく決意であります。

村長2期目の折り返し点となりました。

様々な課題が山積する中、もはや検討を重ねるときではなく、直ちに実行、行動することが求められています。未来を予測する最良の方法は、この手で未来をつくることにあります。引き続き、危機感とスピード感を持って村政の運営、執行に当たる決意であります。

村議会議員の皆さん、並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。村政執行方針といたします。よろしく願いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 令和3年第1回更別村議会定例会の開会に当たり、令和3年度の更別村教育委員会の所管行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

ICT技術の急速な進化は目覚ましく、端末一つあればグローバルな空間と手軽につながり合える現代社会、新たなワークスタイルが次々と生み出され、私たちの生活環境はいや応なしに変化への対応が求められる時代となりました。

1年先の予測すら困難な情報社会の大きなうねりの中、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開くための教育課程の実現が重要です。

創造性を備え、持続可能な社会のつくり手となる未来ある子どもたちの生きる力を育むため、目指す資質・能力の育成を明確にしながら、発達段階や一人一人の特性等に応じた偏りのない計画的な教育活動の展開を図るとともに、ふるさとへの愛着や誇りを育むふるさと教育の一層の推進が、ひいては本村の持続的発展につながるものと考えております。

更別村教育委員会では、総合教育大綱並びに4年目を迎える第6期総合計画に基づき、家庭・学校・地域の連携体制を一層推進し、本村教育の充実・発展に取り組む所存であります。

なお、国内での感染者判明から1年以上経過してもまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に対しては、文部科学省が示している「学校の新しい生活様式」を基軸に、感染防止対策を講じながら教育活動を続けてまいります。子どもたちの学びに停滞が生じないように、最大限の対応を図ってまいります。

はじめに学校教育の推進です。

第1に、小・中学校教育の充実についてです。

巨大な情報通信メディアが社会に変化をもたらしている現代において、政府はA IとI o Tを基礎として産業革命に匹敵する変革を実現しようとする「Society(ソサエティ)5.0」の実現を提言しております。高度な情報化が人々の生活を便利にする一方で、セキュリティに関わる課題や不正行為が後を絶たず、信頼できる情報を見極め、正しく活用する力を身につける必要があります。

昨年度、文部科学省が進める「教育のI C T化に向けた環境整備5か年計画」に基づくG I G Aスクール構想実現のため、村内小・中学校における校内通信ネットワーク環境と、児童・生徒1人1台端末の導入整備を行いました。今年度から本格的な運用が始まりますが、新学習指導要領に示された資質・能力を一層公正かつ着実に育成するため、基盤的なツールとなるI C Tも最大限活用しながら、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する、誰一人取り残すことのない「令和の日本型学校教育」を構築してまいります。

また、学習指導要領改訂に伴い、小学校に続いて令和3年度からは中学校でもプログラミング教育が必修化されます。プログラミング的思考を育み、未来をたくましく切り開いていく力の醸成を図ってまいります。

昨年度、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業等の影響で全国学力・学習状況調査は中止となりましたが、ほっかいどうチャレンジテストと併せて引き続き検証改善サイクルに位置づけ、全ての子どもたちの学習内容の定着を図ります。

さらに、専門的事項の指導に当たるため、中札内村との共同による学校教育指導主事を継続して配置し、十勝教育局の指導訪問と併せて、義務教育9年間を見通したカリキュラム・マネジメントの確立と、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、生きる力の育成を目指してまいります。

外国語教育については、昨年度から教科化された小学5・6年生の授業には外国語指導助手を、3・4年生の外国語活動及び中学校の教科には国際交流員が引き続き授業に入るとともに、本年度からは中札内村・更別村共同で、小学生の外国語活動・外国語科に加配の専科教員を配置して言語活動のさらなる充実を図り、他者とのコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成してまいります。

昨年度導入のキャリア・パスポートはその活用を継続し、子どもたち自身が変容と成長を振り返り、社会的・職業的自立に結びつける姿勢を養います。

生涯にわたって心身の健康の保持増進を実現するため、児童・生徒の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて体育・健康に関する指導を行い、体力・運動能力の向上と基本的な技能の習得を図るとともに、家庭や地域社会との連携の下、日常における体育・健康に関する活動の実践を促します。

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応えるため、特別支援教育支援員を各学校の実情に応じた体制で継続して配置し、持てる力を高めるための支援を行ってまいります。

また、多感な子どもたちの心のありさまなどに関わる問題と向き合い、ケアに当たるスクールカウンセラーを引き続き活用し、相談支援体制の充実を図ってまいります。

持続可能で効果的な教育活動を行うため、国で定める指針はもとより、道及び村のアクション・プランに基づき、教職員の働き方改革を推進してまいります。

中学校校舎は昨年度実施した耐力度調査の結果等を踏まえ、学校給食センターの建て替えと併せ整備の方向性を検討してまいります。

昨年度から専任のコーディネーターを配置して事業を進めてきましたコミュニティ・スクールにつきましては、地域の皆さんご協力の下様々な活動を展開してきております。各学校運営協議会、児童会・生徒会、コミュニティ・スクール委員会での熟議も活発に行われ、アクションプランで示す「目指す子供の姿」の確立に至ったところです。今後はアクションプランに基づき、地域総がかりで子どもたちを育てる取組を積極的に推進してまいります。

第2に、幼児教育の推進についてです。

幼児期における教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、健やかな成長のための教育環境を整え、特性を踏まえて心身の発達を助長することが重要です。

安定した情緒の下で自己を十分に発揮できるよう幼児の主体的な活動を促し、小学校教育との円滑な接続と幼児期にふさわしい生活が展開されるよう十勝教育局の協力を得て一層の指導改善を行い、地域・保護者の信頼に応える時代に即した幼稚園教育の充実に努めます。

第3に、学校給食の推進についてです。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資する重要な役割を果たすものであります。文部科学省で定める学校給食摂取基準に従い栄養教諭による適切な献立の作成はもとより、給食時間等を利用した栄養指導を継続し、望ましい食習慣の涵養を図ります。

また、安全安心な地元食材を活用し自然の恩恵に対する理解を深める「ふるさと給食助成事業」や、子育て世帯の負担軽減を目的とする「学校給食費保護者負担軽減事業」を引き続き実施し、学校給食を通じて豊かな学校生活の実現に努めます。

第4に、更別農業高等学校の支援についてです。

活発な研究が行われているスクールプロジェクト活動では、毎年地域に根差した課題を設定し、地元の農畜産物を使った企業との特産品共同開発や活動成果の発表による村の魅力の情報発信など、更別村になくってはならない存在であることは周知の事実であります。

村内幼稚園、各学校の教育活動にも協力いただき、また、地域への奉仕活動の取組、昨年度は新型コロナウイルスの関係で中止となりましたが農業クラブ全国大会への47回連続出場など、その活動内容は多方面から高い評価を得ており、本村にとって極めて重要な学校であることから、引き続き生徒確保や活動発展などを目的とした教育振興の支援を行います。

第5に、子どもの安全についてです。

近年全国各地で頻繁に発生する大規模な自然災害あるいは火災などに対し、児童・生徒の安全を確保するため、防災上必要な教育の充実、教職員の対応能力向上、計画的な訓練の実施、危機管理マニュアルの更新整備など、万一の事態に即応できる体制づくりをさらに充実してまいります。

また、子どもたちを巻き込む事件・事故を未然に防止するため、関係機関との連携を密にし、学校・家庭・地域と一体となり徹底した安全対策に取り組みます。

学校における新型コロナウイルス感染症対策については、子どもたちの健康を第一に考え、必要な対策の継続と道内の感染状況を踏まえた適切な教育環境の構築を図ってまいります。

令和3年度の学校教育関係上の主な事業といたしましては、以下の8項目をお目通し願いたいというふうに思います。

次に、社会教育の推進についてです。

第1に、社会教育に係る学習環境の充実についてです。

本村では各年代において、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう生涯学習事業を幅広く推進しておりますが、中でも未来を担う子どもたちの成長には様々な経験を通じた豊かな感受性や社会性の涵養が極めて重要であり、健全な人格形成に寄与するとともに、一つのきっかけが人生観を大きく変えるものと考えております。このため、新年度も「こども夢基金」事業並びに、小学校では昨年度、中学校は新年度から必修化となりますプログラミング教育の放課後体験事業を継続し、関係各位のご協力をいただきながら、子どもたちのための多様な活動を後押ししてまいります。

同じく子どもに関する事業として、中学生を対象とした海外研修事業を改めて計画しております。昨年度は新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し渡航制限がかかるなどしたため実施を断念し、今も見通しが立たない状況が続いておりますが、国際化・情報化が急速に進展する現代社会の中において、変化と多様性へ柔軟に対応できる自主・自発的な人材育成に資するため、情勢を見極めながら機会の提供を目指してまいります。

国際交流事業につきましては、令和元年度から配置しております国際交流員による各幼稚園・小学校での国際交流事業及び外国語活動、中学校での外国語指導補助、保育園のイベント参加、教育委員会で開催の英会話教室や国際交流講座を展開しており、一人でも多くの住民の皆さんと接する機会を設けるため事業の充実を図るほか、新型コロナウイルス感染症の状況が改善された場合は、JICA（国際協力機構）との連携事業を再開し、誰もが身近に国際感覚に親しめる環境づくりを進めてまいります。

本村との友好姉妹都市であります東松島市との「どんぐり子ども交流事業」についても、昨年度は新型コロナウイルスの影響を受け往来を中止し、既に面識のある子どもたち同士によるリモート交流を実施し友情を温めたところです。今年度の実施は今後の状況にも左右されますが、節目となる30回目の交流を、本村を会場に成功へ導くべく準備を進めてまいります。

地域の課題を解決し持続的な発展へつなげるためには、これからを担う青年層の育成が肝要であります。将来のリーダーとなる青少年の育成事業を継続してまいります。

成人教育については、豊かなライフスタイルの実現ため、夏季・冬季に社会教育講座を実施しております。受講をきっかけに自主的な活動へ結びつけば地域の活性化にもつながるため、ニーズを把握し講座内容を創意工夫しながら学習機会の提供を続けてまいります。

高齢者の学びと交流の場であります「末広学級」についても、昨年度は新型コロナの影響により制限を設けての活動となりましたが、学習発表やボランティア活動、各世代との社会交流事業を通じた生きがいの場として可能な限り取り組んでまいります。

第2に、文化・スポーツ活動の振興についてです。

本村の文化活動は、各種サークル活動に加え、幅広い年代で構成される郷土芸能伝承活動が活発に行われております。これらの活動に対して引き続き支援を行い文化活動の持続的な発展を図るほか、成人講座の開催内容を熟慮し新たな活動発足につながるよう努めてまいります。

「総合誌さらべつ」は、令和2年度で41回目の発刊となりました。更別村に関わる方々の思いがたつづられた歴史ある本誌が本村の文化振興に果たす役割は大きいことから、今年度も発刊を継続してまいります。

毎年11月に開催しております総合文化祭は、昨年度新型コロナウイルス感染症の影響により芸能発表会は中止、作品展示会は各学校の夏休み短縮を受け、例年よりも少ない出品数での開催となりました。今年度もいまだ予断を許さない状況が続いておりますが、文化活動の成果を発表できる貴重な機会であることから、開催が可能な環境が整った場合は事業の推進に支援を行ってまいります。

また、村の文化振興に大きく寄与する文化振興公演事業を広く周知し募集に努めます。

図書室は限られたスペース、限られた予算の中、村民の皆さんが気軽に利用できるよう運営に努めておりますが、さらなる充実へ向けた要望も寄せられているところであります。適正な蔵書の選定及び管理をはじめ、相互貸借制度による他図書館からの貸出しを活用し、利用者の利便性向上に努めてまいります。

また、認定こども園上更別幼稚園こどもセンターでの移動図書、図書室での読み聞かせ事業やイベントを継続実施し、子どもたちが本に親しみを持つ機会の創出を図ります。

北海道天然記念物ヤチカンバは、今年度保護地区での生息追跡調査を行うとともに、同種が生息する道内他自治体の取組も参考にしながら、貴重な文化財の保全に努めます。

スポーツ活動も文化活動と同じく昨年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、スポーツ協会加盟団体で例年行われていた各種大会や活動は総じて中止をせざるを得なくなり、スポーツ少年団につきましても練習の自粛や大会の延期・中止が相次ぎました。

村民の心身の健康保持のため、スポーツは必要不可欠なものであります。今後の状況にもよりますが、感染防止対策を取った中での各団体の自主的な活動を最大限支援し、日常的な体力づくりに資するため、関係各位のご協力を得ながら生涯スポーツの振興を図って

まいります。

各社会体育施設につきましては、村民が気軽に利用できるよう、適切な維持管理と設備の更新に努めてまいります。

令和3年度の社会教育関係の主な事業といたしましては、以下の6項目についてお目通しを願いたいというふうに思います。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様のお一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 これにて村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 承認第1号

○議 長 日程第8、承認第1号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第1号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件であります。

令和2年度更別村一般会計補正予算（第9号）につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、専決第1号で、専決処分書であります。

令和2年度更別村一般会計補正予算（第9号）については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしましては、降雪により除雪費が不足するため、予算の増額の必要性を生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決処分をするも

のであります。

それでは、令和2年度一般会計補正予算書（第9号）でご説明を申し上げたいと思います。そちらをお開きいただきたいというふうに思います。

令和2年度更別村一般会計補正予算（第9号）であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,181万1,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款8土木費で1,300万円を追加し、補正後の予算額を6億314万1,000円とするものであります。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費で、説明欄にまいりまして（1）、除雪対策経費で1,300万円の追加であります。（12）、委託料であります。除雪対策経費で除雪事業委託料として1,300万円を追加するものであります。

続いて、歳入の説明にまいります。5ページをお開きください。款18繰入金で1,300万円を追加し、補正後の予算額を2億8,225万6,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,300万円を繰り入れるものであります。これは、財源不足を補うため追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第1号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

#### ◎日程第9 議案第20号

○議 長 日程第9、議案第20号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第20号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の特殊勤務手当に関する条例（平成6年更別村条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を定めていた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2の条文が削除されたことによりまして関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしましては、新型コロナウイルス感染症の定義を定めるものであります。

では、次のページをお開きください。次のページは、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表によって説明を申し上げます。

現行、見出し、（新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病防疫作業手当）で、第6条、下線部「新型インフルエンザ等対策措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」の下線部を、改正後は第6条、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」の下線部分の文言に改め、加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第20号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第21号

○議 長 日程第10、議案第21号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第21号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年更別村条例第29号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、パートタイム会計年度任用職員の期末手当につきまして、更別村職員の給与に関する条例(昭和37年更別村条例第12号)第14条第2項の規定に準じた支給割合に改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、令和3年度以降の期末手当の支給割合を、1.3月から1.275月に改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは、会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表で説明させていただきます。

現行、見出し、(期末手当)、第29条第2項、中間ほどにあります下線部、対象月の数で除した額に下線部「1.3」を改正後は「1.275」に、29条第3項の下線部、同じく「1.3」下線部を改正後は「1.275」に下線部改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第21号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第22号

○議長 日程第11、議案第22号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第22号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村定住化促進住宅管理条例（平成13年更別村条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村定住化促進住宅新栄1、定住化促進住宅新栄2及び定住化促進住宅昭和の住宅料を改正することから、更別村使用料等審議会の答申を受けて、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、別表第2、定住化促進住宅新栄1、定住化促進住宅新栄2及び定住化促進住宅昭和の住宅料を改正し、定住化促進住宅新栄1及び定住化促進住宅新栄2の住宅料を1万7,900円に、定住化促進住宅昭和の住宅料を1万9,200円とするものであります。

では、次のページをお開きください。条例であります。現行、別表2（第5条関係）としてあります。1、定住化促進住宅新栄1、現行1万2,000円を改正後は1万7,900円に、番号2、定住化促進住宅新栄2、現行1万2,000円を改正後は1万7,900円に、番号3、定住化促進住宅昭和、現行2万2,000円を改正後は1万9,200円に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 今回新栄のほうは改装されたというようなことで、その分値上げされたのだろうというふうに予測されるわけなのですが、例えば昭和の部分あります。これは値下げになっているわけなのですが、1万7,900円にした、それから1万9,200円にしたという一つの根拠というのか、例えば道職員の住宅に準じたとか、それから更別の何とか住宅の何とかの根拠に基づいてだとか、それから広さに基づいてだとかと色々な考え方があって提案されていると思うのですが、その部分についてもう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問の定住化促進住宅の住宅料の根拠でございますけれども、これまでも北海道の公宅料の積算方法並びに村営住宅の家賃の算定方法等を試算の上、積算して

きております。ご質問のとおり、定住化促進住宅新栄1、2につきましては、昭和54年に建築しました非木造の住宅でございますが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策の補正予算によりまして全面改修工事を行っております。このことから、工事完了年度を始期とすることから、今般使用料の見直しということに至っております。

定住化促進住宅昭和につきましては、平成17年建築の木造一戸建ての住宅で、平成30年度から定住化促進住宅として使用しております。こちらについては、令和3年度で築15年を経過するところでございます。積算の参考としております北海道公宅料につきましては、築15年から基準単価の控除額というものが発生しまして単価は下がるということから、年数経過に伴う使用料の見直しを行うものでございます。繰り返しになりますが、道の公宅料や村営住宅の算定方法、利便性係数等を加味した上での算定ということで、住宅の利用者として想定しております若年層であったり、シニア層の世帯の方が利用しやすいような料金設定ということで、このたびの料金改正をご提案させていただくものでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第22号 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第23号

○議 長 日程第12、議案第23号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第23号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を定めていた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2の条文が削除されたことによりまして関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、新型コロナウイルス感染症の定義を定めるものであります。

次のページであります。新旧対照表であります。新型コロナウイルス感染症の定義につきまして、現行、附則第3項にありますが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」から下線部、改正後は「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」という文言に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第23号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第24号

○議 長 日程第13、議案第24号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第24号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村介護保険条例（平成12年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり

り制定するものであります。

1の理由といたしまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正により、第8期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険事業の円滑な運営を図ることから関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしましては、（1）、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率につきまして、保険料基準月額5,700円となるように改めるものであります。

（2）、介護保険料の標準9段階のうち、市町村民税本人課税層に当たる第6段階、第7段階、第8段階及び第9段階の境目となる基準所得金額をそれぞれ120万円、210万円及び320万円となるよう改めるものであります。

（3）、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであります。

なお、新関保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第24号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明させていただきます。

まず、介護保険料についてなのですが、こちらは65歳以上の第1号被保険者の介護保険料、これは各保険者であります市町村が介護保険法に基づきまして介護保険事業計画を策定して、3年ごとに算定見直しを行っております。今回令和3年4月から令和6年3月までの3年間を計画期間とします第8期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、保険料率の見直しを行うものであります。

議案の資料を御覧いただきたいと思います。議案資料、介護保険料第8期と第7期の比較表を掲示しております。御覧ください。現行、第7期の保険料基準額は、所得段階の第5段階の欄にあります月額5,500円、年額にしますと6万6,000円ですけれども、今回の見直しにつきましては月額5,700円、年額6万8,400円ということで、その差額につきましては月額200円、年額2,400円、約3.6%の引上げとなります。引上げの主な要因は、介護サービス費の増加、介護報酬の0.7%増の改定などによるものです。

なお、当初この基準額の算定に当たりまして、月額6,000円というような試算結果となりましたけれども、保険料抑制のため介護保険基金を毎年約300万円ほど取り崩すというようなことから月額5,700円としたところであります。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。まず、第2条、保険料率ですけれども、現行平成30年度から令和2年度まで、こちらを令和3年度から令和5年度までに改めます。

第1号、3万3,000円を3万4,200円、第2号と第3号、4万9,500円を5万1,300円、第4号、5万9,400円を6万1,500円、第5号、保険料基準額になりますが、6万6,000円を6

万8,400円、第6号、7万9,200円を8万2,000円、第7号、8万5,800円を8万8,900円、第8号、9万9,000円を10万2,600円、第9号、11万2,200円を11万6,200円にそれぞれ改めます。

第2項から第4項につきましては、基準所得金額の適用期間を平成30年度から令和2年度までを令和3年度から令和5年度までに改正し、第3項、200万円を210万円に、第4項、300万円を320万円に改めます。

次のページになりますが、第5項から第7項につきましては、低所得者保険料の軽減措置についてでありまして、適用期間を令和2年度、こちらを令和3年度から令和5年度までに改正し、第5項の第1段階の1万9,800円を2万600円に、第6項の第2段階の3万3,000円を3万4,200円に、第7項、第3段階の4万6,200円を4万7,900円と改正します。

第5条につきましては、合計所得金額について令和2年度以降の所得に適用される税制改正がありましたので、被保険者の方に不利益にならないようにするための改正となっております。

次のページですが、附則第8条第1号、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症の定義が変わったことによる文言整理となっております。

最後のページになりますが、附則としまして、施行期日は令和3年4月1日からとし、附則第8条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

経過措置として、改正後の第2条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第24号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第25号

○議長 次に、日程第14、議案第25号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第25号であります。更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年更別村条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法（平成9年法律第123号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正によりまして関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

第2の要旨といたしまして、条例で定める居宅介護支援等の事業の人員等の基準につきましては、介護保険法の規定により厚生労働省令に定められた基準によることとされております。今般介護保険法及び当該省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でありますけれども、第2条の（基本方針）、第5項に「指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じなければならない。」を追加します。

第6項に「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。」を追加するものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日は令和3年4月1日であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第25号 更別村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 議案第26号

○議 長 次に、日程第15、議案第26号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第26号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年更別村条例第11号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法(平成9年法律第123号)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部改正により関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

第2の要旨といたしまして、条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員等の基準につきましては、介護保険法の規定により厚生労働省令に定められた基準によることとされております。今般介護保険法及び当該省令の一部改正に伴い、条例の一部を改めるものであります。

次のページですけれども、新旧対照表に従ってご説明申し上げます。改正後に、第7章でありますけれども、雑則(第35条)を追加をいたしまして、現行、第7章、委任(第35条)を改正後は「第8章 委任(第36条)」に改めるものであります。

続いて、第2条にまいります。第2条第5項、第6項に指定介護予防事業者の基本方針として高齢者虐待防止の推進などを追加し、第19条では「運営規定」とありますものを「運営規程」、同じ文言でありますけれども、漢字が変わります。第2号の「職員」を「従業者」に改め、第6号の、次のページに行きますが、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加すること、そして第6号を第7号に改めるものであります。

続いて、第20条にまいりまして、第4項、第5項に勤務体制の確保等としてハラスメント対策の強化や感染症対策防止の強化を追加しております。

第22条の2ですけれども、感染症の予防及びまん延防止のための措置について文言を規定しております。

続きまして、第23条第2項に運営規程等の提示に関する見直しを追加していることでもあります。

次のページにまいりまして、第28条の2、虐待の防止、「指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。」を追加、加筆するものであります。

続きまして、第32条にまいりまして、指定介護予防支援の具体的取扱方針、第9号中、サービス担当者会議の開催方法に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)」の文言を追加するところであります。

続きまして、次のページにまいりまして第35条でありますけれども、たくさん書いてありますけれども、電磁的記録等は記録の保存等について原則として電磁的な対応を認め、その範囲を明確化するために文言として追加をされました。

次のページにまいりまして、旧35条は36条に改めるものであります。追加されるものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第26号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第27号

○議 長 次に、日程第16、議案第27号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第27号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年更別村条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法(平成9年法律第123号)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の一部改正によりまして関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしましては、条例で定める地域密着型サービスの人員等の基準につきましては、介護保険法の規定により厚生労働省令に定められた基準によることとされております。今般介護保険法及び当該省令の一部改正に伴い、条例の一部を改めるものであります。

次のページは新旧対照表であります。第3条の第3項、改正後、「指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。」の文言を追加するものであります。

続きまして、第4項には「指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。」を追加するものであります。

なお、附則といたしまして、まず施行期日であります。この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

続いて、虐待の防止に係る経過措置につきましては、2といたしまして、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の更別村指定地域密着型サービスの事業の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、以下「新条例」といいますが、第3条第3項の規定の適用については、新条例第3条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 今説明受けた部分とはちょっと違うかもしれないのですが、この条例の理由の中に人員の確保とか運営内容というのが含まれています。それで、今の時代、介護する方の不足も言われておりますし、またコロナなどの発生によって著しく人員が不足したり、あるいは運営に問題があらうかと思われるようなことが生じたときは、村はこの条例に基づいてどのように介入というか、どのように指導していくのかをお伺いしたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 この条例で人員ですとか設備ですとか取扱いだとか規定されております。その施設、介護事業者の形態によって必要な人員ですとか定められていますので、その人員が不足するようなことがあれば当然利用者に対して不利益というか、適正な介護ができませんので、その場合は、この条例もそうですし、村のほうもその件に関しては指導をしていかなければいけない立場だと思っておりますので、その状況なるようなことがあれば適宜対応していきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今新関課長のほうからる説明ありましたがけれども、織田議員さんからご指摘の点は、この間いろんな施設、事業所においていろんな課題があるというふうに私としては認識をしております。その部分については、直接その事業所、事業者に対してお話を伺うとか、いろんな形で状況を把握するように努めておりますし、またその部分で何よりも入居者の方が不利益になったり、あるいは様々な介護サービスが受けられないような状況になるというのであれば、これはゆゆしき問題であるというふうに思いますので、その部分についてはしっかりと村としては指導のできる立場にありますので、その部分はしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 関連質問になるかと思うのですがけれども、例えば研修を実施するだとか、人員も含めて、そういったことがこういったことで条例化されるということは、今村長が言ったように、要するに指導もするし、それから財政支援ですか、そういったことも考えていくということも当然視野に入れていかなければならないと思うのですが、そういうことで理解してよろしいのかどうか。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回条例で様々な基準を定めておりますが、その基準に基づいてそれぞれ事業所で例えば研修であれば研修を行うだとかということにはなるのですけれども、基本的に介護事業者ですので、介護報酬でそれぞれ運営されておりますから、その中で恐らくそういう、ちょっと細かいところまでは今把握し切れていないのですけれども、要は介護報酬だとかの中でそういうものが補填されるというか、計算されてくるのかなと思っておりますので、この基準に基づいて村が独自に助成するというのは、できるその基準というかがなかなか見いだせませんので、現状としてはこの基準で事業者の中で運営していただきたいというようなことになろうかと思っております。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第27号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第28号

○議 長 日程第17、議案第28号 更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第28号 更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので

あります。

1の理由といたしましては、介護保険法（平成9年法律第123号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正により関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、条例で定める地域密着型介護予防サービスの人員等の基準につきましては、介護保険法の規定により厚生労働省令に定められた基準によることとされております。今般、介護保険法及び当該省令の一部改正に伴い、条例の一部を改めるものであります。

次のページをお開きください。新旧対照表で説明を申し上げます。改正後の部分であります。第3条第3項、下線部「指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。」を追加するものであります。

続いて、第4項、「指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。」を追加するものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日、1、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

虐待の防止に係る経過措置につきましては、2、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、以下「新条例」といいます、第3条第3項の規定の適用については、新条例第3条第3項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第28号 更別村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第29号

○議 長 次に、日程第18、議案第29号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第29号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省第61号）の一部改正により関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、家庭的保育事業者等による保育の提供終了の際に必要なとされている連携施設の確保が不要となる場合の規定を加えるものであります。

(2)として、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の設備基準のうち、避難階段に係る規定を改めるものであります。

(3)として、小規模保育事業所A型及びB型並びに事業所内保育事業所に置く保育士の数の算定に当たり、准看護師を加えるものであります。

(4)、居宅訪問型事業者において保護者の疾病等により家庭において養育することが困難な乳幼児に対して居宅訪問型保育の実施を可能とするものであります。

(5)といたしまして、その他関係条文の改正並びに法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、石川子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第29号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、児童福祉法において位置づけられている保育事業の一つで、家庭での保育に欠ける満3歳児未満の乳幼児に家庭的保育者の自宅やその他安全が配慮された保育室で行われる小規模保育事業の設備及び運営に関する認可基準を定めたものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第6条は、保育所等との連携についての規定でございますが、第4項に第1号と第2号を加え、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に係る連携施設の確保を不要とするものでございます。

第1号は、満3歳未満の乳幼児に対して保育を提供する家庭的保育事業者等につきましては、満3歳での卒園後に受入先となる保育所や認定こども園等の連携施設を確保しなければならないとされておりますが、保護者の希望に基づき卒園後も引き続き教育、保育が受けられるよう措置をしている場合は連携施設の確保を不要とするものでございます。

第2号につきましては、現行の第6条第4項の規定を第2号とするものでございます。

第5号につきましては、連携協力を行うものの確保を前項第1号の場合は該当しないこととするものでございます。

第23条第2項第2号につきましては、引用条項の改正です。

第28条第1項第7号の表中につきましては、小規模保育事業所A型の設備基準のうち、保育室を4階以上の階に設ける場合の避難用階段の構造について文言及び引用条項を改正するものでございます。

第29条第3項につきましては小規模保育事業所A型、次の第31条第3項につきましては小規模保育事業所B型に置く保育士の数の算定に当たりまして、保健師、看護師のほか准看護師を加えるものでございます。

第37条第1項第4号につきましては、居宅訪問型保育事業者において保護者の疾病等により家庭において養育することが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育を提供することができることを可能とするものでございます。

第43条第1項第8号の表中につきましては、事業所内保育事業所の設備基準のうち、保育室を4階以上の階に設ける場合の避難用階段の構造につきまして文言及び引用条項を改正するものでございます。

第44条第3項につきましては保育所型事業所内保育事業所、次の第47条第3項につきましては小規模型事業所内保育事業所に置く保育士の数の算定に当たりまして、准看護師を加えるものとなっております。

最後に、附則としまして、本条例は、公布の日より施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第29号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第30号

○議 長 日程第19、議案第30号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第30号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成31年厚生労働省令第50号）の一部改正により関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、放課後児童支援員が修了すべき研修に中核市の長が実施するものを加えるものであります。

次のページをお開きください。次のページは新旧対照表であります。改正後についてお話をします。見出し、(職員)、第10条の第3項でありますけれども、中ほど、指定都市の後に下線部「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」とありますけれども、その文言を加筆、追加するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布のから施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは討論を終わります。

これから議案第30号 更別村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第31号

○議 長 日程第20、議案第31号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第31号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年更別村条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正により関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、特定地域型保育事業者による保育の提供終了の際に必要なとされている連携施設の確保が不要となる場合の規定を加えるものであります。

(2)といたしまして、その他関係条文の改正並びに法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは新旧対照表であります。現行、見出し、(定義)、第2条の第23号でありますけれども、下線部、現行では「法第43条第3項」となっておりますけれども、改正後は「法第43条第2項」に改めるものであります。

また、(特定教育・保育の取扱方針)の第15条第2号、下線部「同条第9項」の規定によるとありますけれども、改正後は「同条第11項」というふうに改めるものであります。

次のページにまいります。次のページにまいりまして、第4項で改正後は、村長は、下線部「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」と文言を書き足しまして、規定を適用しないこととすることができることといたしまして、新たに、(1)、1号であります、「村長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取

り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。」を付け加えるものでありまして、第2号、(2)として「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)」も付け加えるものであります。

さらには、第5項に新しく下線部「(第2号に係る部分に限る。)」の文言を加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第31号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第32号ないし日程第25 議案第36号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第21、議案第32号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件から日程第25、議案第36号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 まず、議案の内容を説明する前に、辺地に係る公共施設の総合整備計画を策定するに至りました経緯をご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法は、本年3月末にその効力を失うこととなるため、自由民主党は今後の過疎対策の方向性について議論を深め、現在開会中の通常国会に法案を提出する予定としております。検討段階におきましては、基準値となる人口減少率に達しない

ことから、本村は人口要件を満たすことができず、過疎地域の指定から除外される可能性が高いとの情報がありました。過疎地域にとって最大の財政的メリットは、過疎対策事業債の借入れとなりますが、過疎地域の指定から除外をされることとなりますと過疎対策事業債の借入ができなくなり、将来の更別村の財政に多大な影響を及ぼすことは必至であります。

現在本村では、勢雄、更南、協和の3つの地域が辺地として指定されておりますけれども、市街地を除く村内全地域を辺地とするよう見直すことで辺地対策事業債を借り入れ、辺地における道路、橋梁整備、農業基盤整備等の事業の財源とすることができないか調査検討を進めてまいったところであります。結果的に本村が過疎地域から除外されることはないという状況にはなりましたが、予定ではありますけれども、除外されることはない状況にあります。より財政的に有利な辺地対策事業債の借入れを可能とするため、引き続き辺地の見直しについて検討を進め、辺地に関わる公共的施設の総合整備計画案を策定したところであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定では、議会の議決を経て辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画、いわゆる総合整備計画を定めることができるとされており、総合整備計画を定めようとするときはあらかじめ都道府県知事と協議しなければならないと規定をされております。この規定に基づき、今回提出いたします5つの辺地に係る総合整備計画につきまして既に北海道と協議を行っております。2月19日付で北海道知事から計画の内容に異議はないとの回答をいただいたところであります。

それでは、議案の説明にまいりたいと思います。初めに、議案第32号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件であります。

辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり計画を策定するものであります。

1の理由といたしまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、北更別・旭・平和辺地に係る計画を別紙のとおり策定するものであります。

次のページをお開きください。総合整備計画であります。1、辺地の概況、辺地を構成する町村又は字の名は、河西郡更別村北更別区・旭区・平和区。

(2)、地域の中心の位置は、河西郡更別村字更別東14線236番地2。

(3)、地域の中心から学校や医療機関、役場までの最短距離や地域における公共交通機関の運行回数などにより算定されたへんびな程度を示す辺地度点数は114点であります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、道路・橋りょう、農業基盤整備事業について、現状と整備の方向性について記載をしております。

3、公共的施設の整備計画につきましては、計画の期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、道路・橋りょう、農業基盤整備事業で事業費の合計を1億9,936万5,000

円、財源内訳は全額一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1億9,930万円としております。

議案第33号から議案第36号まで、いずれも辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件でありまして、提案の理由は同じでありますので、それぞれ総合整備計画によりご説明を申し上げたいというふうに思っております。

議案の第33号、総合整備計画を御覧ください。1、辺地の概況、(1)、辺地を構成する町村又は字の名称は、河西郡更別村勢雄区・更別東区。

(2)、地域の中心の位置は、河西郡更別村字更別151番地5。

(3)、辺地度点数は105点であります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、道路・橋りょう、農業基盤整備事業、観光又はレクリエーション施設について、現状と整備の方向について記載をしております。

3として、公共的施設の整備計画につきましては、計画の期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、道路・橋りょう、農業基盤整備事業、観光又はレクリエーション施設で事業費の合計を4億8,525万5,000円、財源内訳は全額一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を4億8,520万円としているものであります。

続きまして、議案第34号、別紙、総合整備計画を御覧ください。1、辺地の概況、(1)、辺地を構成する町村又は字の名称は、河西郡更別村更別区・昭和区・更南区。

(2)、地域の中心の位置は、河西郡更別村字更別南5線61番地3であります。

(3)、辺地度点数は148点であります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、道路・橋りょう、農業基盤整備事業について、現状と整備の方向性について記載をしております。

3、公共的施設の整備計画につきましては、計画の期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、道路・橋りょう、農業基盤整備事業での事業費の合計を4億1,540万8,000円、財源内訳は全額一般財源でありまして、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を4億1,540万円としております。

続きまして、議案第35号の総合整備計画を御覧いただきたいと思っております。1、辺地の概況、(1)、辺地を構成する町村又は字の名称は、河西郡更別村南更別区・香川区・更生区。

(2)、地域の中心の位置は、河西郡更別村字更別南6線78番地2であります。

(3)、辺地度点数は102点であります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情は、道路・橋りょう、農業基盤整備事業について、現状と整備の方向性について記載をしております。

3、公共的施設の整備計画につきましては、計画の期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、道路・橋りょう、農業基盤整備事業で事業費の合計を2億5,649万7,000円、財源内訳は全額一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2億5,640万円とするものであります。

続きまして、議案第36号の総合整備計画を御覧いただきたいというふうに思います。1、辺地の概況、(1)、辺地を構成する町村又は字の名称は、河西郡更別村上更別南区・東栄区・協和区であります。

(2)、地域の中心の位置は、河西郡更別村字更別上更別南16線90番地3。

(3)、辺地度点数につきましては109点であります。

公共的施設の整備を必要とする事情は、道路・橋りょう、農業基盤整備事業について、現状と整備の方向性について記載をしております。

3番、公共的施設の整備計画につきましては、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、道路・橋りょう、農業基盤整備事業での事業費の合計を2億3,681万円、財源内訳は全額一般財源でありまして、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2億3,680万円としております。

以上、議案第32号から第36号まで一括して提案理由をご説明申し上げました。以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから議案第32号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 ちょっと確認させてください。まず、今回の辺地債に関しては、非常に財源確保の上ではよかったと私も思っているところであります。そこで、確認させていただきたいのは、議会の議決案件だよということと今回の整備計画立てました。そこには公共施設の整備計画ということで、それぞれ事業費が出てきている。そして、最終的にはかなりの金額の事業ができるのだ、するのだというようなことで計画のついています。私今ここで確認したかったのは、過疎債まずあります。過疎債では総合計画に基づいてきて、そしてこの部分についてはこういう事業を幾らでやりますよということで議会で議決をもらって、過疎を適用してきたという流れがあります。辺地債に関しては、今ここでそれぞれ何十億ということで予定はしているみたいなのですけれども、総合計画の策定に当たってはこれはいいと思うのですけれども、中身の事業については議会の承認必要ないのかどうなのか。何々ほか何件の何ぼですよといったときに、それがまず必要なのかどうなのか。

それから、これ確認なのですけれども、総合計画に基づいてきて過疎債がやってきて、この辺地債もあるということになれば、当然過疎のほうはその事業は減ってくると思うのです。こっちのほうは起債のほうは有利だと思うものですから。そういった一連のつじつまをどのように考えているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 1つ目の質問は、個々具体的な事業の中身についてということだと思うのですけれども、今回のこの辺地の総合整備計画書に基づいて、あとは個々の事業についてはそれぞれ北海道と協議して、辺地対策事業債は認められるということになります。

2つ目は、今回この辺地に関して議会の議決をいただきましたら、当然今総合計画の中で様々な事業を計画しているのですが、過疎対策事業債を借り入れて実施するという事業が数多くあります。これは過疎対策事業債を活用するか、辺地対策事業債を活用するかということがあるのですけれども、辺地対策事業債はその辺地で行われる事業に対する借入れですので、それを過疎対策事業債で実施すると予定していた事業は、過疎債なのか、辺地債なのか、どちらを借り入れて事業を実施していくのかの判断はこれからしていきますけれども、それに伴って財政の見通しがどのようになるのかは改めてつくって、将来的な事業の実施の判断をこれからしていかなければならないというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 そういうことだと思うのです。辺地債に関しては、道と協議しながらつくっていくと、ここまでは分かるのです。ただ、その実施に当たって、何の事業を幾らでやるのだという部分の議会の承認なり、議決なり、そういったことが必要になってくるのではないのかなと、ちょっと素人ながらそう思っているものですから、要するに机上でばんばんとやって、過疎が落ちたからこっちでいいのだとかと、そういう問題ではなくて、辺地債の部分が適用されるその中身に関しては、どこかの承認を得なければならないと思うのです。道と協議するのは分かるのです。だけれども、村としてそれは誰の承認を得てやっているのかという部分がちょっと見えないなということで、そこをもう一回。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 過疎債の借入れの際には過疎計画に基づいて借り入れてありますし、その計画の中身が変われば議会にもご報告してということに、議決をいただくことになっていますが、辺地のこの総合整備計画書は、過疎計画みたいに厳密な変更の中身を議会に議決いただくというところまでは決まっていなくてございますので、個々の事業の辺地対策事業債を借り入れるということになれば、予算書での地方債の中で借り入れる金額とかは議会で議決をいただくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから議案第32号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第32号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第33号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第33号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第34号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第34号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから議案第35号に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第35号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第36号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
6番、安村さん。

○6番安村議員 確認をさせてください。先ほどの審議、決定した更別東区周辺の観光又はレクリエーション関係の設備の導入についての計画、アバウトですけれども、入っているのですけれども、今回協和地区にもそれなりのレクリエーション施設があるという中で、この計画の中の概要に入っていないという形なのですけれども、基本的には大きなカントリーパーク事業があるという中で今後5年間の実施計画の中で入っていないというのはちょっと理解できないというのも、それなりに改修なりなんなりする必要性があるのではないかなと思うことから、当然計画に入れてもいいのではないかというちょっと思いがあるのですけれども、その点どのようになっているのかお答えいただければと思います。

- 議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時35分 再開

- 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
末田総務課長。

○総務課長 各辺地の事業でございますが、現在総合計画の中で実施を予定している事業から拾い上げているのですけれども、その総合計画の中でカントリーパークの改修事業がございます。ただ、これが事業費が192万5,000円で、トレーラーハウスの屋根改修で修繕なものですから、これは起債の対象とならないものですから事業には入れてございません。

それと、情報拠点施設改修事業、道の駅の改修のほうは、実施年度と内容がまだ明確に

決まっていないので、財源として起債を入れるというところまでできていないものですから、事業の中に今回は入れてごさいません。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご回答ありがとうございます。

ただ、心配しているのは、当面5年間の実施計画でございますので、途中で2年目、3年目で変更できるのかどうかという部分がちょっと心配なので、その点の確認だけ1点させていただきます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 計画の中身のほうは、中身検証しながら、変更可能なものは変更しながら計画を進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第36号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第36号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第26 議案第37号

○議 長 日程第26、議案第37号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第37号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,586万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,767万3,000円とするものであります。

なお、西海副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。

まずは、人件費についてご説明いたします。議会費、総務費、農林水産業費、教育費における給料、職員手当、各科目において予算の補正がございますが、これについては給与費明細書によりご説明いたします。89ページをお開きください。1、特別職のその他の特別職で報酬176万4,000円を減額するものでございます。各委員会等の会議開催状況により執行残を減額するものでございます。

90ページをお開きください。2、一般職、総括でございます。給料で48万1,000円の減額で、職員の異動等によるものでございます。職員手当等では228万7,000円の追加でございます。職員の扶養、住居等に異動があったことと時間外勤務手当につきましてはこれまでの支給状況、今後の支給見込み等を勘案し、260万7,000円の追加としております。共済費は、給料と同様の理由による減額でございます。手当ごとの補正後、補正前比較の金額は、職員手当等の内訳をご参照願います。

91ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、92ページは給料及び職員手当の状況、93ページから94ページまでは給料及び職員手当等の科目別内訳ですので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。なお、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な事業が中止となっており、その分も含めまして執行残の整理、また各施設の燃料、光熱水費、財源振替等についてご説明を省略させていただきますことをご了承ください。

それではまず、歳出からご説明いたします。24ページをお開きください。款1 議会費は、旅費等の執行残である204万6,000円を減額し、4,815万7,000円とするものでございます。

25ページをお開きください。款2 総務費は、1億5,609万2,000円を追加し、17億9,776万2,000円とするものでございます。

項1目1 一般管理費は、各種委員会経費、職員研修経費などの執行残について1,299万円を減額するものでございます。29ページの説明欄13、寄付金管理事業は、ふるさと納税の増加に伴い委託料を増額するものでございます。

30ページになります。目2 文書広報費は、執行残57万4,000円を減額するものでございます。

目3 財産管理費は、執行残45万円を減額するものでございます。

目4 地方振興費は、2,111万7,000円を減額するものでございます。32ページをお開きく

ださい。主なものとしまして、説明欄7、地方創生推進交付金事業の負担金補助及び交付金のわくわく地方生活実現政策パッケージ事業交付金につきましては、東京圏からの移住等がなかったことから該当者がおらず、事業費全額を減額してございます。国家戦略特区事業助成金につきましては、500万円を追加しております。国家戦略特区構想に係る費用を更別村スマート産業イノベーション協議会に助成を行うものでございます。なお、財源につきましては、歳入のほうで後ほどご説明いたしますが、まち・ひと・しごと創生寄附金となっております。33ページをお開きください。説明欄11、まち・ひと・しごと創生基金積立金の寄附分につきましては、300万円を当該基金に積み立てるものでございます。

目5交通安全費は、執行残21万8,000円を減額するものでございます。

34ページ、目6公平委員会費は、執行残2万4,000円を減額するものでございます。

目7車両管理費は、執行残45万円を減額するものでございます。

目8村有林管理費は、一部事業量の減少と執行残を合わせ、245万8,000円を減額するものでございます。

35ページお開きください。目9住民活動費は、執行残109万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、36ページ、目10財政調整基金費は、利子分として7万3,000円を減額するものでございます。

目11公共施設等整備基金費は、1億9,996万5,000円を追加するものでございます。説明欄1、公共施設等整備基金積立金の積増分の2億円につきましては、今後の公共施設の状況から大規模修繕や建て替え等に将来的に必要額が増大することが見込まれることから、今回積み増しをするものでございます。

目13開村記念事業推進費は、執行残2万6,000円を減額するものでございます。

項2徴税费、目1税務総務費は、執行残358万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、37ページお開きください。目2賦課徴収費は、65万4,000円を追加し、447万1,000円とするものでございます。こちら38ページに移りますが、説明欄2、賦課徴収整備事業につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税システムの改修に係る負担金でございます。続きまして、説明欄3、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症の影響における固定資産税の課税標準の特例措置並びに負担調整措置に関わるシステム改修を行うものでございます。

続きまして、項3戸籍・住民基本台帳費、目1戸籍・住民基本台帳費は、執行残19万3,000円を減額するものでございます。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、執行残70万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、39ページお開きください。項5統計調査費、目1各種統計調査費は、執行残28万8,000円を減額するものでございます。

項6監査委員費、目1監査委員費は、執行残27万5,000円を減額するものでございます。

40ページに移りますが、款3民生費は、3,008万1,000円を減額し、6億7,937万2,000円

とするものでございます。

項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は、766万9,000円の減額であります。41ページをお開きください。主なものとして、説明欄9、重度心身障害者医療給付事業経費は、当初予想よりも治療費が低水準で推移したことにより350万円を減額するものでございます。

飛びまして、44ページをお開きください。目2 福祉の里総合センター費は、執行残208万6,000円を減額するものでございます。

45ページをお開きください。目3 国民年金費は、6万7,000円増額するもので、説明欄1、システム改修費を8万8,000円こちら追加するものでございます。

目4 後期高齢者医療費14万8,000円の減額は、特別会計への事業費繰り出し分が減少したことによるものでございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費は、911万1,000円を減額いたします。46ページをお開きください。主なものとして、説明欄3、児童福祉事業経費の委託料、認可保育所運営事業委託料につきましては、公定価格の単価が改定により減額となったこと及び入所児童数が想定より少なかったことにより380万6,000円の減となっております。負担金補助及び交付金の南十勝子ども発達支援センター負担金は、当初予定した指導員が採用できなかったことなどから、当村の負担金が減になったことにより171万8,000円を減額するものでございます。

47ページお開きください。目2 児童措置費は、児童手当について所得制限により特例給付となった世帯が多かったことにより、実績に応じて341万1,000円を減額するものでございます。

項3 老人福祉費、目2 老人保健福祉センター費は、48ページをお開きください。こちら施設の燃料費や光熱水費、改修工事費等の執行残として512万3,000円を減額するものでございます。

目3 老人福祉推進費は、それぞれの実績が確定したことにより260万円減額するものでございます。説明欄7になりますが、地域密着型介護老人福祉施設特例入所支援事業につきましては、特例入所対象見込み者の増により73万2,000円をこちらは増額してございます。

50ページになります。款4 衛生費は、2,543万7,000円を減額し、3億5,048万5,000円とするものでございます。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は、実績に応じて241万円を減額するものでございます。

目2 予防費228万8,000円の減額でございます。主なものとしましては、こちら51ページになりますか、説明欄3、子ども予防接種事業経費で、こちらは接種者が少なかったことから200万6,000円を減額しているものでございます。(5)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、当初計上しておりました健康管理システム改修委託料を負担金に組み替え、負担金事業としてクーポン券の印刷のための改修経費及びマイナンバーカードとのひもづけ等に係るシステム改修に負担金として178万9,000円を計上してご

ございます。

続きまして、目3環境衛生費102万9,000円の減額の主なものは執行残でございますが、説明欄5、汚水処理施設共同整備事業につきましては、十勝圏複合事務組合の下水道建設負担分に係る工事が工事発注の遅れのため一部を繰越しし、負担するものでございます。

53ページをお開きください。目4診療所費1,150万7,000円の減額の主なものは、説明欄2、特別会計（診療施設勘定）繰出金で、更別村国保診療所の実績により980万8,000円を減額するものでございます。

目5保健推進費621万7,000円の減額の主なものは、こちら54ページにまたがりませんが、説明欄1、健康増進事業の委託料において受診者見込み数減により221万9,000円を減額しております。また、説明欄4、子育て世代包括支援センター運営事業費の報酬、職員手当等は、パートタイムの会計年度任用職員の栄養士の採用が年度途中となったことから、報酬、職員手当等の差額をそれぞれ減額してございます。

55ページをお開きください。項2清掃費、目1し尿・塵芥処理費は、執行残23万8,000円を減額するものでございます。

項4下水道費、目1下水道費は、下水道事業会計の実績により繰出金の必要額が減少したため251万9,000円を減額するものでございます。

項5衛生諸費、目1複合事務組合費は、実績に応じて77万1,000円を増額するものでございます。十勝圏複合事務組合の負担金が確定し、98万8,000円増額しています。

56ページ御覧ください。款5労働費は、執行残51万6,000円を減額し、577万8,000円とするものでございます。

款6農林水産業費は、204万7,000円を増額し、5億1,781万4,000円とするものでございます。

項1農業費、目1農業委員会費216万6,000円の減額は、執行残によるものでございます。

57ページをお開きください。目2農業振興費は、執行残310万円を減額。

続きまして、58ページに移りますが、目3農地費1,184万2,000円を増額、こちら主なものとしましては、59ページに移りますが、説明欄2、道営事業負担金の更別第2地区及び第3地区の事業負担金が増えたことによるものでございます。

目4畜産業費206万9,000円を減額の主なものとしましては、説明欄3、畜産クラスター事業の各実績によるものでございます。

60ページお開きください。目5ふるさとプラザ費は、執行残139万8,000円を減額するものでございます。

目6プラムカントリー費は、財源振替でございます。

続きまして、62ページをお開きください。項2林業費、目1林業振興費は、実績により106万2,000円を減額するものでございます。

款7商工費は、661万1,000円を増額し、1億6,329万4,000円とするものでございます。

項1商工費、目1商工総務費は、執行残により5万9,000円を減額するものでございます。

目2商工業振興費、1,142万5,000円を増額しております。説明欄2、新型コロナウイルス感染症対策事業として中小企業経営持続化臨時給付金を追加いたします。昨年11月から2月までの3か月間の経営実績に基づき、1件当たり最大50万円の給付で、30件分を追加するものでございます。

目3観光費は、執行残475万5,000円を減額するものでございます。

64ページになります。款8土木費は、3,623万7,000円を減額し、5億6,690万4,000円とするものでございます。

項1土木管理費、目1土木総務費は、執行残により67万1,000円減額するものでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、執行残により94万4,000円を減額するものでございます。

65ページをお開きください。目2道路維持改良費は、入札等による執行残で194万5,000円を減額するものでございます。

目3道路新設改良費は、入札等による執行残で807万円減額するものでございます。

66ページ、目4の橋りょう維持改良費は、入札等による執行残で201万2,000円減額するものでございます。

項3住宅費、目1住宅管理費は、執行残により142万3,000円減額するものでございます。

続きまして、67ページをお開きください。目2民間住宅整備費1,139万円を減額しております。主なものとしまして、説明欄2、民間住宅建設促進事業の民間住宅建設費助成金は、実績に基づき減額するものでございます。

目3住宅建設費は、入札等による執行残978万2,000円を減額するものでございます。

68ページ御覧ください。款9消防費は、409万円を減額し、2億6,652万6,000円とするものでございます。

項1消防費、目1消防費は、財源振替でございます。

目2災害対策費は、執行残により88万4,000円を減額するものでございます。

69ページ御覧ください。目3非常備消防費は、執行残により320万6,000円を減額するものでございます。

款10教育費は、2,837万2,000円を減額し、4億9,203万2,000円とするものでございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、執行残により120万8,000円を減額するものでございます。

70ページになりますが、目2事務局費は、執行残により39万9,000円を減額。

目3こども夢推進費は、事業中止により50万円全額減額するものでございます。

71ページをお開きください。項2小学校費、目1学校管理費は、136万2,000円を減額するものでございます。72ページを御覧ください。説明欄6、感染症対策学校教育活動継続支援事業小学校179万2,000円につきましては、職員室用クリアパーテーションや指導者用デジタル教科書等の購入及び問題データベースタブレットドリルの使用料を計上してござ

います。財源である国の補助金の交付決定が3月1日ということであり、全額を次年度に繰り越すこととしております。

目2教育振興費は、実績に応じて32万2,000円を減額するものでございます。

73ページお開きください。項3中学校費、目1学校管理費は、218万5,000円を減額するものでございます。こちら74ページ、説明欄6でございます。感染症対策学校教育活動継続支援事業、こちら中学校は91万4,000円計上してございます。指導者用デジタル教科書の購入や保健室のカーテン設置、問題データベースタブレットドリルの使用料を計上してございます。こちらも小学校費と同様に全額を次年度に繰り越すとしております。

目2教育振興費は、実績に応じて52万4,000円を減額してございます。

75ページをお開きください。項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、799万8,000円を減額するものでございます。説明欄2、幼稚園運営経費につきましては、会計年度任用職員として採用した幼稚園教員の勤務時間が当初見込んでいた時間より短時間の勤務となったことによるもの、またこちら76ページになりますが、(4)、認定こども園運営経費につきましては、保育補助業務員2名の採用予定が1名になったことに伴い、それぞれ報酬、職員手当等を減額するものでございます。

77ページをお開きください。項5社会教育費、目1社会教育総務費は、実績により527万9,000円減額するものでございます。

81ページにまいります。目2社会教育施設費は、執行残82万円を減額するものでございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費は、実績により107万5,000円減額するものでございます。

82ページにまいります。目2体育施設費は、執行残318万3,000円を減額するものでございます。

85ページ、目3学校給食費は、121万3,000円を減額するものでございます。次のページになりますが、説明欄5、新型コロナウイルス感染症対策事業4万5,000円につきましては、年度当初の臨時休業に伴うパン、麺類事業者への食材キャンセルの違約金に充てるため、給食センター運営委員会へ助成金を支出するものでございます。

項7教育諸費、目1研究奨励費は、執行残により10万4,000円を減額。

目2学芸奨励費は、執行残220万円を減額するものでございます。

87ページをお開きください。款1災害復旧費は、110万円を減額し、329万1,000円とするものでございます。

項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は、実績がなかったことから110万円全額を減額してございます。

款12公債費は、100万9,000円を減額し、7億177万5,000円とするものでございます。

項1公債費、目1元金は、129万1,000円を増額するものでございます。こちら財政健全化のため利率の高い公債費分を繰上償還するため、不足する元金を追加するものでござい

ます。

目2の利子につきましては、借入時の金利が低く借り入れることができたこと及び令和2年度当初予算確定後に繰上償還を行ったことから、その分の利息の残額が発生したことにより230万円を減額するものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入の説明に移ります。9ページをお開きください。款1村税は、実績、または徴収見込みにより1,532万4,000円を追加するものでございます。

主なものとして、項1村民税、目2法人が1,266万1,000円と大幅に増えてございます。企業の業績が順調で、当初見込みより大きく法人税割が増加してございます。

また、項4たばこ税、目1たばこ税においても税率の引上げに伴い213万2,000円を増額してございます。

10ページお開きください。款2地方譲与税は、352万8,000円の減額。

款3利子割交付金は、8万円の減額を見込んでございます。

款7地方消費税交付金は、確定してございまして、884万3,000円の追加。

款8環境性能割交付金は、172万5,000円の減額となっております。

11ページに移りますが、款10地方交付税は、特別交付税を5,000万円追加で見込み、それぞれ補正を行っておるものでございます。

款12分担金及び負担金は、項1分担金、目1農林水産業費分担金の実績により106万3,000円を減額するなど、合計187万1,000円を減額するものでございます。

款13使用料及び手数料は、13ページまでまたがりませんが、新型コロナウイルスの影響で閉館や利用減もあり、それぞれの項目の実績に応じて303万1,000円を減額するものでございます。

14ページ御覧ください。款14国庫支出金は、それぞれ対象となる事業費の実績に応じて増減し、合計1,221万1,000円を増額するものでございます。主なものとして、歳出でもご説明しましたが、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の説明欄、児童手当負担金は、歳出の減額により国負担分が226万7,000円の減額になってございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の説明欄、地方創生推進交付金につきましては、東京圏からの移住がなくなったことから200万円全額を減額してございます。続きまして、15ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、三次配当とされた金額のうち今年度中に実施予定の事業に係る分として2,080万8,000円を計上してございます。

目2民生費国庫補助金につきましては、実績に基づき子ども・子育て支援交付金等を減額してございます。

目3衛生費国庫補助金は、歳出でご説明しました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、システム改修に係る補助金100万円を計上してございます。

目4土木費国庫補助金につきましては、公営住宅整備事業の事業確定により412万6,000

円を減額してございます。

続きまして、16ページになりますが、目6農林水産業費国庫補助金につきましては、道営事業での更別第2地区及び第3地区の事業が追加されたことにより405万8,000円の補助金を増額してございます。

款15道支出金につきましては、それぞれ対象となる事業費の実施に応じて518万9,000円の減額となっております。主な内容としましては、先ほど国庫支出金で説明した理由と同様となっております。

19ページをお開きください。款16財産収入は、324万8,000円の減額となっております。それぞれ項1財産運用収入及び項2財産売払収入の実績に応じて増減したことによるものでございます。

20ページになりますが、款17寄附金につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附金として2件800万円の寄附の申出があったことにより追加するものでございます。

款18繰入金は、2,334万円を減額するものでございます。それぞれ事業において実績により繰入金を調整するものでございます。

21ページになりますが、款20諸収入は、実績により26万1,000円を追加するものでございます。

22ページになりますが、款21村債は、1,676万5,000円を減額するものでございます。事業金額の確定による借入額の変更と、新型コロナウイルスの影響により地方揮発油譲与税等の減収分については減収補填債を借り入れることが可能となったため、新たな借入額について整理をさせていただくものでございます。

続きまして、繰越明許費について説明させていただきます。5ページを御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、汚水処理施設共同整備事業につきましては9,000円を、款10教育費、項2小学校費、事業名、感染症対策学校教育活動継続支援事業小学校につきましては179万2,000円を、款10教育費、項3中学校費、感染症対策学校教育活動継続支援事業中学校につきましては91万4,000円をそれぞれ計上してございます。

続きまして、地方債になりますが、上から学校教育施設等整備事業債の限度額を1,110万円としてございます。緊急防災・減災事業債につきましては7,350万円に、過疎対策事業債につきましては4億1,480万円に、さらに下にまいりまして減収補填債につきましては限度額を453万5,000円としてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。限度額の合計を5億8,937万1,000円に改めるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第37号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 51ページの補足欄にあります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の中で、先ほどクーポン券とマイナンバーカードとおっしゃいましたけれども、更別村のマイナンバーカードの普及率を見ると18%なのです。1つ疑問に感じたのは、接種するときにマイナンバーカードが必要となると、これは大変な状態になるのでないかなと思うのですが、本当にマイナンバーカードが必要なのか、それともマイナンバー告知カードでいいのか、あるいは村のほうでマイナンバーカードを既に把握していて、接種される方が個人でマイナンバーを覚えていくというか、マイナンバーの数字を必要としないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ただいまの件ですけれども、今コロナワクチンの接種に関して準備を進めているところなのですけれども、今回のシステム改修は2つのシステム改修があります。1つ目がクーポン券と言われているものを皆さんに送付するための改修経費、当初委託料ということで補助対象だったのですけれども、うちの場合は情報システム協議会のほうで負担金を出していますので、そちらでということで今回振替させてもらっています。

それプラスもう一点が接種記録システムということで、新たに追加された事業なのですけれども、これは国のほうから言われていることなのですが、接種者の記録をマイナンバーにひもづけて管理するということです。その趣旨としては、通常接種した場合、各自治体で予防接種台帳を作って、そちらを全国的に集計すると二、三か月かかるというようなことがあるものですから、それを迅速に把握できるような仕組みをつくるというようなことで急遽浮上してきたシステムになっております。そちらマイナンバーにひもづけをすれば、例えば今時期4月ですと人の移動があったりだとかすると町村をまたぐとかということもあるのですけれども、それをシステムを通して接種状況を把握できるというようなこととなります。ご質問のマイナンバーカードというような話だったのですけれども、今回言われているのはマイナンバーでひもづけるということで、接種される方がマイナンバーのカードですとかマイナンバーを申し立てるだとかそういうことも必要ありませんし、村で今作成して送るクーポン券の中にも当然マイナンバーは記載はされておりません。私方がその接種した記録をシステムに取り込んで国に報告するような形になるのですが、そちらも私たちの目には触れているようなことにはなっていません。システム上処理されるということになっていますので、カードが持っている、持っていないだとかでなくて、マイ

ナンバー自体は皆さんに番号振られていますので、そちらでやるというようなことです。そのシステムが急遽必要になったということなものですから、今回補正で上げさせてもらっていますので、接種に関してはマイナンバーカードだとかは全く必要はないということになります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 私も今に接種受ける側に立つと思うのですが、そういうことは一切関係なく、接種する場所に本人がクーポン券だけを持っていけばよいということですね。分かりました。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 私だけなのですが、62ページ、中小企業経営持続化臨時給付金で1,500万見ております。昨年農業者は、今税金申告の段階なのですが、中には大変減収されている方もおられるわけなので、その辺は今後どう対応していくのかをまず伺います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 農業者の減収対策ということなのですが、1月の臨時会で、12月ですか、さきの臨時会のときにセーフティーネット資金借入れを起こすためのつなぎ融資ということで利子補給、無利子化にする措置をさせていただいたところです。現実には減収補填というような対策につきましては、基本有利な制度資金が活用される場合は、これは商工業者の方も同じなのですが、セーフティーネットだとかの活用も当然させていただいているところです。そういった資金繰り等が事業基盤によってなかなか脆弱な体質の業種もございますので、そういったところは運転資金等の枯渇だとか、そういったところで実際に経営の持続が難しいということもございますので、商業関係に関しては減収した分を給付金というような形で、上限はありますけれども、設けさせていただいています。農業者の方につきましては、基本その他の制度も、国の制度等も活用しながら、経営の持続化に資する資金の確保ができていない部分に関しましては村の独自の給付制度というのは今のところは考えていないところなのですが、このコロナの状況が3年度以降もどのようになっていくかによりましては、経営の持続が困難な経営者さんも出てくることも想定されますので、そういったところは関係機関、農協等からの情報収集もしながら適宜考えていきたいなというふうに思っています。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 分かりました。

それと、もう一点なのですが、一般村民というか、パートで仕事されている方、あるいは会社に勤めていたのですが、このコロナの影響で職を失った方とか、いろんな形で生活が苦しくなっている方も結構おられると思うのですが、もうコロナも長引いておりますから。今回は商工業者ということなのですが、その人たちに対する対応はどのように考えているのかということなのですが、社会福祉協議会では生活福祉資金ですか、

あれの貸出しを行っております。本村におきましても約6名の方が借りられたと。そして、その後1人10万円の特別給付金が出ましたので、そこである程度皆さんそれ以降頑張っ  
てこられたと。ですけれども、また最近になって、今年に入ってもそのような小口の融資  
を社協のほうに申し込まれている方もおるということを考えますと、一般住民といいます  
か、いろんな仕事されている方がいまして、やはりこのコロナで生活が大変だという方も  
おられると思うのですけれども、その辺に対する対応はどのように考えているかお伺い  
いたします。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時34分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今のご質問ですけれども、恐らく勤められている方ですとか職業いろん  
な方々それぞれによっていろんな状況はあると思うのですけれども、国で行われているよ  
うな給付金だとかいろんな制度がありますので、そういうものを活用していただいている  
のが現状なのかと思っております。今現在特に大きくそういうことの相談については、  
そういうところにつなげていくというようなことと、それが大きく出てくることであれば  
また別途検討することも出てくるのかなと思うのですけれども、今のところそこまでの部  
分ができてはいないのですけれども、既存の制度でやっていただきたいのと、例えば村で  
いけば税だとか保険料だとかはそれぞれ制度に応じて減免を受けている方もいらっしゃる  
というようなこともありますので、引き続き1年たってまたこれから先々がいろんなこと  
が見込まれてくるのであれば、随時適宜対応していくことが必要なかと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今織田議員さんご指摘のとおり、本当にコロナ禍の状況において雇用を打ち  
切られたり、生活が苦しくなったりというような状況あると思います。そこはやっぱり村  
としてはしっかり把握をしなければいけませんし、社会福祉協議会、あるいはいろんな制  
度がありますので、その制度をいかに活用すれば本当にその部分が救済できるのかとい  
うような、支援ができるのかというのについては、しっかり相談活動をしながら考えてい  
かなければと思っています。

先ほどお話ありました農業者につきましても、JAさんとはいろいろとお話をしていま  
すので、これからの共済金とか市場価格とかいろんな形でそれぞれ明らかになってきます  
ので、そのときにJAさんも村に対して支援を要請することがあるかもしれないと。村と  
しては、農業者の皆さんもそういうような状況に置かれているということは把握しており

ますので、その部分で支援が必要な場合については検討させていただきたいですし、それが行政のすべき方向であると思います。ましてや一般の村民の方に対しては、今ご指摘があったとおり、現にご相談を受けて、それぞれの団体が、協議会等がそのような部分で制度の活用を図っているということですから、その部分についてもしっかり支援が必要な部分については対応をやっていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第10号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 議案第38号

○議 長 日程第27、議案第38号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第7号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第38号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第7号)の件であります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,029万4,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,305万6,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思っております。款1総務費は、62万3,000円を減額し、補正後の予算額を549万2,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして総務一般事務経費は、主に旅費などの執行残による減額と国保連合会負担金はクラウドシステム改修負担金2万8,000

円の追加で、合わせて31万6,000円の減額であります。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費、説明欄にまいりまして(1)、賦課徴収事務経費は、印刷製本費の執行残でありまして、2万5,000円の減額であります。

項3 運営協議会費、次のページ、10ページになりますけれども、目1 運営協議会費、説明欄1、国保運営協議会運営経費は、新型コロナウイルス感染症の影響による会議の中止などによりまして28万2,000円の減額であります。なお、14ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、款2 保険給付費は、160万1,000円を減額し、補正後の予算額を2億9,693万7,000円とするものであります。

項1 療養諸費、目2 療養費、説明欄にまいりまして(1)、療養費は、支出見込額の減額で18万5,000円の減額であります。

目3 審査支払手数料、説明欄(1)、審査支払事務経費で15万6,000円の減額であります。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、支出見込み3名分の減額でありまして、126万円の減額であります。

続いて、11ページにまいります。款3 国民健康保険事業費納付金は、124万7,000円を減額し、補正後の予算額を2億857万8,000円とするものであります。

項1 医療給付費、目1 医療給付費、説明欄にまいりまして(1)、医療給付費納付金は、納付金の確定により5万3,000円の減額であります。

項2 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金等、説明欄(1)、後期支援納付金は、納付金の確定により70万8,000円の減額であります。

項3 介護納付金、目1 介護納付金、説明欄(1)、介護納付金は、納付金の確定により48万6,000円の減額であります。

続いて、12ページにまいります。款6 保健事業費は、99万3,000円を減額し、補正後の予算額を507万7,000円とするものであります。

項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、説明欄にまいりまして(1)、特定健診・特定保健指導事業は、支出見込額の減でありまして、85万2,000円の減額であります。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費、説明欄(1)、保健衛生普及事業の普通旅費は、会議の中止で16万5,000円の減額であります。

目2 疾病予防費、説明欄(1)、疾病予防事業のインフルエンザ予防接種負担金は、65歳から74歳までの前期高齢者の接種者増で2万4,000円の増額であります。

13ページにまいります。款7 基金積立金は、277万1,000円を増額し、補正後の予算額を1,378万6,000円とするものであります。主に総務費、保健事業納付金、保健事業費などの減額により積立てをするものであります。

続きまして、歳入のほうにまいります。7ページをお開きいただきたいと思いますというふうに思います。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、

それぞれ収入見込額の増減により56万1,000円の増額であります。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2災害臨時特例補助金は、新型コロナによる国保税減免に関わる補助金でありまして、17万4,000円の追加であります。

款4道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、収入見込額の減で、歳出の款2保険給付費と同額の160万1,000円の減額であります。

続いて、8ページにまいります。款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金で78万7,000円の増額であります。出産育児一時金等繰入金で84万円の減額、事務費対象分で67万6,000円の減額であります。

款8諸収入、項2雑入、目1雑入は、特定健康診査受診料で16万円の減額、目3保険給付費等交付金は令和元年度の追加交付分でありまして、6万2,000円の増額であります。

続きまして、診療施設勘定の説明にまいります。初めに、歳出からお願いを申し上げます。21ページをお開き願いたいというふうに思います。款1総務費は、227万8,000円を減額し、補正後の予算額を2億7,081万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいります(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、12万3,000円の減額であります。節11役務費、インターネット使用料2万4,000円、節13使用料及び賃借料、医療業務用システム使用料9万9,000円は、執行残の減額であります。説明欄2にまいります、総務管理経費は30万5,000円の減額であります。職員11人分の人件費でありまして、節3職員手当等48万7,000円は、執行残の減額であります。節4共済費は、不足分が見込まれる分18万2,000円を増額しております。なお、26ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。説明欄

(3)、総務一般事務経費は、143万1,000円の減額であります。節1報酬、看護補助員報酬3万4,000円、節4共済費30万円、節8旅費17万9,000円、節9交際費11万4,000円、節10需用費、消耗品費18万3,000円、次のページですけれども、節11役務費、クリーニング料14万7,000円、節12委託料、医療業務委託料12万6,000円、節17備品購入費26万2,000円、節18負担金補助及び交付金、研修会負担金8万6,000円は、それぞれ執行残の減額となっております。説明欄4に行きまして、診療施設維持管理経費は、30万9,000円の減額であります。節10需用費、消耗品費11万8,000円、燃料費で14万3,000円、修繕費で3万円、節12委託料、清掃業務委託料で1万8,000円は、執行残の減額であります。説明欄(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、8万8,000円の減額であります。節3職員手当等5万7,000円、節4共済費3万1,000円は、執行残の減額であります。説明欄6、23ページにまいります、村有建物維持管理経費、節12委託料、樹木整備委託料2万6,000円は、執行残であります。

目2車両管理費、説明欄(1)、公用車維持管理経費、節10需用費、公用車燃料費は、燃料費の不足が見込まれ、4,000円を増額しております。

款2医業費につきましては、5万3,000円を増額いたしまして、補正後の予算額を4,243万5,000円とするものであります。

項1医業費、目1医療用消耗器材費、説明欄にまいります(1)、医療用資材購入経費

におきまして、検査用品などの資材購入に係る支出見込額の増により、71万5,000円を増額しております。

目2医薬品衛生材料費、説明欄(1)、医薬品購入経費、節10需用費、医療用薬品費58万2,000円は、執行残による減額となっております。

目3医療管理費、説明欄(1)、医療管理事業経費は、11万4,000円を増額です。節10需用費、備品修繕費6万5,000円、節11役務費、次のページにまいりますけれども、クリーニング料3万2,000円は執行残であります。医療機器等点検手数料は、新型コロナウイルス感染症対策により一時内視鏡検査を中断しておりましたことにより3万2,000円を減額するものであります。節12委託料、検査委託料は、患者の疾病に伴う血液や尿、便などの検査費用でありまして、不足が見込まれることから19万4,000円を増額するものであります。医療廃棄物処理業務委託料は、医療用の廃棄物の処理費用で、不足が見込まれるため4万9,000円を増額するものです。説明欄(2)、医療機器借上経費、節13使用料及び賃借料、医療機械借上料は、在宅酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器の借り上げ料でありまして、利用者見込み増により34万7,000円を増額するものであります。

目4寝具費、説明欄(1)、入院資材等借上経費、節13使用料及び賃借料、寝具借上料1万7,000円は、執行残によるものであります。

目5医療用機械器具費、説明欄(1)、医療機器等整備事業は、17万1,000円の減額であります。節12委託料、システム初期導入業務委託料は、電子カルテ用パソコンの更新における導入経費でありまして、執行残は9万3,000円であります。減額するものであります。節17備品購入費は、心電計、自動小型分包機等を購入した執行残でありまして、7万8,000円を減額するものであります。

項2給食費、目1給食費、25ページにまいっておりますけれども、説明欄(1)、給食事業費、節12委託料、給食業務委託料35万3,000円は執行残であります。

次に、歳入にまいります。17ページをお開きください。款1診療収入は、326万1,000円を増額し、補正後の予算額を1億7,197万7,000円とするものであります。

項1入院収入は、256万5,000円を増額し、補正後の予算額を3,374万6,000円とするものであります。入院患者数が当初見込みより増加が見込まれることによるものであります。入院患者数の実績につきましては、前年度は1日平均6.3人で、今年度は1月末現在で6.7人となっております。

項2外来収入は、192万6,000円を増額し、補正後の予算額を1億1,986万6,000円とするものであります。当初の見込みより外来患者数は減少しておりますが、コロナ禍における加算点数が新設されたことや目4介護報酬収入におきまして、当初見込みよりリハビリ通院患者数の増加が見込まれることによる増額であります。

続きまして、18ページにまいります。目6その他の診療報酬収入は、労災、自賠責による診療報酬の見込み減により31万2,000円の減額としております。

項3その他の診療収入、目1諸検査等収入、説明欄、各種診断料は、健康診断料等の増

加見込みにより41万9,000円の増額であります。各種予防接種診断料におきまして小児予防接種者の見込み数の減により104万1,000円の減額、住民検診料は高齢者健診受診者数の見込み数減によりまして60万8,000円の減額となっております。

款2 使用料及び手数料は、17万円を減額しまして、補正後の予算額を114万5,000円とするものであります。

項1 使用料、目1 使用料、説明欄にまいりまして電気器具使用料外で、入院患者の電気使用料収入の見込み増により2万7,000円の増額としております。自動車使用料は、使用料見込みの増により4万9,000円の増。

項2 手数料、目2 文書料、説明欄にまいりまして各種診断書料で、各種文書料の収入見込み減により24万6,000円の減額としております。

19ページにまいりまして、款3 国庫支出金は、200万円を増額し、補正後の予算額を709万8,000円とするものであります。

項1 国庫補助金、目2 医療・感染拡大防止等支援事業補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、医療機関等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に対して交付される補助金でありまして、200万円の交付を受けられることになり、これを増額しているものであります。

款5 繰入金は、700万3,000円を減額し、補正後の予算額を1億5,861万4,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、説明欄にまいりまして一般病床分627万円、救急病床分216万7,000円、その他運営補てん分137万1,000円の減額は、診療所会計の収支の均等を保つようにそれぞれの額を調整しているものであります。一般会計受入補助金等分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から国保診療所における新型コロナウイルス感染症対策事業の経費分を繰入れするものでありまして、157万円を減額しております。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金は、国からの特別調整交付金でありまして、国保事業勘定に入り、診療施設勘定に繰入れされるものであって、入院患者数見込みの増などにより437万5,000円を増額するものであります。

款7 諸収入につきましては、31万3,000円を減額し、補正後の予算額73万3,000円とするものであります。

20ページにまいりまして、項1 雑入、目1 雑入、説明欄、自費衛生材料等収入は、収入見込額の減額により26万3,000円の減額となっております。看護補助員等雇用保険料納付金は、雇用保険料の当事者負担分で5万円の減額であります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第38号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第7号)の件  
を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
この際、午後4時5分まで休憩いたします。

午後 3時56分 休憩

午後 4時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第28 議案第39号

○議 長 日程第28、議案第39号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算(第2号)の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
西山村長。

○村 長 議案第39号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2  
号)の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万3,000円を減額し、歳  
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,919万6,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費、項  
1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、9万2,000円の減額  
でありまして、普通旅費、消耗品費、それぞれ執行残を減額するものであります。

項2徴収費、目1賦課徴収費、説明欄(1)、賦課徴収事務経費は、4万2,000円の減額  
でありまして、普通旅費の執行残を減額するものであります。

目2滞納処分費、説明欄(1)、滞納処分事務経費は、1万4,000円の減額で、普通旅費、  
消耗品費、それぞれ執行残を減額するものであります。

7ページをお開きください。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、52万5,000円の減額  
でありまして、保険料の減額に伴う納付金の減額であります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は11万2,000円の減額、目2普通徴収保険料は41万3,000円の減額であります。調定実績に基づき減額をしているところであります。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、14万8,000円を減額するものでありまして、歳出、総務費の事務費の執行残による減額によるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第29 議案第40号

○議 長 日程第29、議案第40号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第40号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ966万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,902万8,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244万9,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。11ページをお開きください。款1総務費は、21万3,000円を追加し、補正後の予算額を510万9,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、10万8,000円の減額でありまして、普通旅費の執行残であります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費、説明欄、認定調査等経費は、4万円の減額で、訪問認定調査件数の減であります。

目2認定審査会共同設置負担金、(1)、認定審査会共同設置負担金は、36万1,000円の増額でありまして、南十勝介護認定審査会負担金は人事異動による人件費の増額によるものであります。

款2保険給付費は、1,005万6,000円の減額でありまして、補正後の予算額を3億126万4,000円とするものであります。

12ページにまいります。項1目1介護サービス等諸費、説明欄(1)、介護サービス等諸費は、1,022万4,000円の減額でありまして、各給付費の給付実績に基づいた減額であります。

項2目1介護予防サービス等諸費は、37万9,000円の増額であります。各給付費の給付実績に基づき追加、減額をしています。

項3ですけれども、高額介護サービス費は、13万1,000円の減額。

次のページ、項4高額医療合算介護サービス費は、8万円の減額であります。

項5特定入所者介護サービス等費は、財源振替のため増減はありません。

款3地域支援事業費は、134万5,000円の減額でありまして、補正後の額を5,378万1,000円とするものであります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、77万7,000円を追加するものであります。介護予防・生活支援サービス事業費は98万円の増額、介護予防ケアマネジメント事業費は20万3,000円の減額であります。それぞれ給付実績であります。

目2一般介護予防事業費につきましては、57万6,000円の減額であります。それぞれ執行残であります。

続いて、14ページをお開きください。項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費5万6,000円の減額は、執行残であります。

目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、フルタイム会計年度任用職員及び人件費の32万2,000円減額であります。なお、職員の人件費については、17ページ以降に給与明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

15ページにまいりまして、目3任意事業費43万3,000円の減額でありますけれども、家族介護支援事業で6万6,000円、任意事業では成年後見人制度利用者がいないため36万7,000円を減額しております。

目4在宅医療・介護連携推進事業費は22万円の減額、目5認知症総合支援事業費は51万5,000円の減額であります。これは、それぞれ新型コロナの影響による執行残であります。

16ページにまいります。款4基金積立金152万7,000円を追加して、補正後427万1,000円とするものであります。サービス事業勘定から繰入れ余剰分などを積み増したものであります。

続いて、歳入にまいります。7ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、9万円の減額、調定状況による減額であります。

款3国庫支出金は、935万5,000円を追加し、補正後の額を1億515万9,000円とするものであります。

項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、268万9,000円の増額でありまして、交付決定額による増であります。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、569万3,000円の増額、変更申請による増であります。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、67万7,000円の追加で、交付金配分率の増加によるものであります。

目3地域支援事業交付金（その他事業）は、24万2,000円の追加で、変更申請による増額であります。

目6介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナの影響による介護保険料減免措置分で5万4,000円の増であります。

8ページにまいります。款4支払基金交付金は、445万4,000円を減額し、補正後8,291万8,000円とするものであります。

項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、475万4,000円の減額でありまして、変更交付申請による減であります。

目2地域支援事業交付金は、30万円の追加で、これも変更交付申請による増額であります。

款5道支出金は、109万9,000円の減額で、補正後の額は4,921万6,000円となります。

項1道負担金、目1介護給付費負担金は、130万円の減額でありまして、変更交付申請による減であります。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、8万円の増額で、同じく申請による増であります。

目2地域支援事業交付金（その他事業）12万1,000円の増額も、これも交付申請による増であります。

款6にまいりまして財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、3,000円の減額であります。補正後の額を1,000円とするものであります。

続いて、9ページにまいりまして款7繰入金は、1,324万7,000円を減額し、補正後の額を6,061万8,000円とします。

項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、126万2,000円の減額であります。介護給付費の減額であります。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、8万円の増額であります。これは、地域の介護予防・生活支援サービスの事業費が増加したものによるもので

あります。

目3地域支援事業繰入金(その他事業)は、21万4,000円の減額、事業費の減であります。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、11万9,000円の増額であります。対象者の増加によるものであります。

目5その他一般会計繰入金118万3,000円の減額で、事務費繰入金の21万3,000円の増額、これは事務費対象分の増でありまして、その他一般会計繰入金の139万6,000円の減額は包括支援事業・任意事業の減によるものであります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、1,242万円の減額であります。国庫交付金等の増額により財政調整で繰入れを取りやめたものであります。

項3他会計繰入金は、163万3,000円を新規に追加するものでありまして、介護保険サービス事業勘定から繰入金を計上したものであります。

続いて、10ページにまいります。款9諸収入、項2雑入は、12万3,000円を減額し、補正後の額を52万4,000円とするものであります。介護予防教室利用見込み者数の減によるものであります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の説明を終わります。

続いて、サービス事業勘定にまいります。歳出から申し上げます。23ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1事業費、項1居宅介護サービス事業費は、124万3,000円を減額し、補正後の予算額を81万6,000円とするものでありまして、目1居宅介護サービス事業費の14万4,000円の減額は執行残であります。

目2介護予防サービス等事業費は、109万9,000円の減額、これについては介護予防支援計画策定委託料件数が減少したものであるものであります。

款2諸支出金、項2繰出金、目1介護保険事業勘定繰出金は、163万3,000円を新規に追加するものであります。この勘定の余剰金を介護保険特別会計事業勘定へ繰り出しするものであります。

続いて、歳入にまいります。22ページをお開きください。款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1介護予防サービス計画費収入は、25万8,000円の増額で、介護予防支援計画ケアマネジメント策定費による増であります。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、13万2,000円を増額するものでありまして、前年度繰越金を増額したものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第41号

○議 長 日程第30、議案第41号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第41号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条に総則、第2条には収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出を、第4条では企業債を定めており、いずれも3月末までの予算執行残による補正であります。

1ページをお開きいただきたいというふうに思います。収益的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入につきましては、款1簡易水道事業収益は、390万9,000円の増であります。

項1営業収益、目1水道使用料は、3月までの見込みで388万8,000円の増であります。

項2営業外収益、目4雑収益は、メーター器売払いで4万1,000円の増であります。

支出につきましては、款1簡易水道事業費用は、263万2,000円の減であります。

項1営業費用、目1原水及び浄水費は、19万9,000円の減で、旅費の執行残による減額であります。

目2配水及び給水費は、220万7,000円の減で、委託料につきましてはそれぞれ執行残による減額であります。

目3総係費は、22万6,000円の減で、旅費、負担金はそれぞれ執行残による減額であります。

続いて、2ページにまいります。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入につきましては、款1簡易水道事業資本的収入は、786万1,000円の減であります。

項1補助金、目2国庫補助金は、(仮称)新コムニ団地配水管布設事業費確定により96万1,000円の減となっております。

項3企業債、目1企業債は、道営営農用水事業や新コムニ団地配水管布設事業に係る簡易水道事業債の借入額確定により690万円の減となっております。

支出におきましては、款 1 簡易水道事業資本的支出は、225万5,000円の減であります。

項 1 建設改良費、目 1 水道施設費、節、工事請負費では、水道メーター取替工事と設置工事費は新コムニ団地配水管布設工事の執行残により217万3,000円の減となっております。

目 2 量水器費、節、量水器購入費は、水道メーター購入費の執行残により 8 万2,000円の減となっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和 2 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 3 1 議案第 4 2 号

○議 長 次に、日程第31、議案第42号 令和 2 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第42号 令和 2 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の件であります。

第 1 条に総則、第 2 条では収益的収入及び支出を、第 3 条におきましては資本的収入及び支出を、第 4 条では企業債、第 5 条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。いずれも 3 月末までの予算執行残による補正であります。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入について、款 1 下水道等事業収益は、306万円の減であります。

項 1 営業収益、目 1 下水道使用料は、3 月までの見込みで75万5,000円の増であります。

項 2 営業外収益、目 1 一般会計補助金は、財源補填分で251万9,000円の減であります。

目 3 消費税及び地方消費税還付金は、個別排水等設置工事費の残に伴い再計算したとこ

ろ、還付から納付となったことから129万6,000円の皆減であります。

支出につきましては、款1下水道等事業費用は、142万6,000円の減であります。

項1営業費用、目2処理場費は、128万6,000円の減でありまして、通信運搬費、委託料、手数料はそれぞれ執行残によるものであります。

目3総係費は、44万の減で、法定福利費、旅費、委託料、手数料であります。2ページに行きます。負担金は、それぞれ執行残による減となっております。

項2営業外費用、目2消費税は、額の確定により30万の増となっております。

続いて、3ページをお開きください。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。

収入につきましては、款1下水道等事業資本的収入、項1目1企業債は、新コムニ団地下水道布設事業等の公共や個別排水の借入額の確定により1,740万円の減であります。

項4補助金、目1国庫補助金は、同じく新コムニ団地下水道布設事業等の額確定により186万2,000円の減額となっております。

支出におきましては、款1下水道等事業資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費等は、2,473万円の減であります。旅費、備用品費、印刷製本費、委託料、工事請負費は、それぞれ執行残による減額となっております。

4ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時29分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員